

҈ 刑法犯の発生状況

令和5年1月~10月

1 21 W 1 O - 4 4 O ST 1124	D PINE	1/1 10/1	
	令和5年	令和4年	増 減
特殊詐欺	47	57	-10
空き巣	18	5	+13
車上ねらい	24	43	-19
部品ねらい	46	46	+0
自動車盗	9	8	+1
オートバイ盗	37	33	+4
自転車盗	116	79	+37
不同意わいせつ	5	2	+3
強盗	0	0	-0
ひったくり	1	0	+1
器物損壊、忍込み等	435	353	+82
総件数	738	626	+112

●強盗対策について

新聞やニュース等で報道されているとおり全国規模の強盗事件が多発しています。

最近の強盗事件は、特殊詐欺グループ等がSNSにて闇バイトとして実行犯を募集し、犯行を指示しており、犯罪者の層を広げています。また、犯罪の手口が荒くなり、命の危険にさらされる状態になってきました。命を守るために、まずは自宅に侵入されないよう防犯カメラを設置したり、窓ガラスを強化することが有効です。

宅配業者やリフォーム業者を装い、自宅に侵入しようとするケースもありますので、むやみに扉を開けることなくインターフォン越しの対応をし、少しでも不審に感じた際はすぐに警察に通報してください。また、タンス貯金等で自宅に現金を保管していると特殊詐欺や強盗の被害を受ける可能性が高まります。自宅に必要以上の現金を保管せず、他人に現金の保管状況を絶対に伝えないようにしてください。

◇ 特殊詐欺の発生状況 令和5年10月末

神奈川県内

	令和5年	令和4年	増減
件数	1,677	1,539	+138

令和5年 被害金額	約34億4000万円
-----------	------------

旭区内

	令和5年	令和4年	増減
件数	47	57	-10

令和5年 被害金額	約8900万円
-----------	---------

☆ 旭警察署からのお知らせ

~あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます!~

あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

- ※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。
- 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。
- 〇 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

みんなでつくろう! 安全・安心の街 旭!

あさひ地域安全ニュース 旭警察署生活安全課通信 令和5年11月号

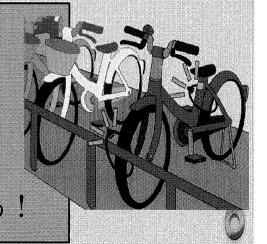
乗り物が盗まれている!

旭署管内で乗り物盗が多発しています。 被害は、昼夜間を問わず発生しており、 被害に遭われている乗り物の約7割が、

無施錠

です。

短時間でも離れるときは、 **鍵を掛けて** さらに、ひと手間で **ダブルロック** をして盗まれないようにする!



特殊詐欺発生件数(10月)

発生件数1件

発生件数1件									
発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
10月17日	今宿2丁目	区役所騙り	キャッシュカード2枚、通帳1通					10.4 10.1	I SAME OF TOTAL COMMENT
78 = r	THE MA	ロエナル							
場所	川島町	四季美台	鶴ケ峰1丁目	鶴ケ峰2」目	鶴ケ峰本町1丁目	鶴ケ峰本町2丁目	鶴ケ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	2件	1件	4件	2件	0件	1件	0件	0件	0件
場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	一俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月	************************************		141417 ± 12.1T	C-5/3/1L		一庆川之」口	一个旧四	<u> </u>	中尾!」日
累計	1件	1件	0件	0件	3件	0件	0/#	4 114	0/4
-	I III	<u> </u>	L 01 T	U1 +	<u> </u>	<u> </u>	0件	1件	0件
場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									110.71
累計	1件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	1件	1件
					. ,	UIT			; i i i i i i i i i i i i i i i i i i i
18 = ٢									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目		中白根2丁目
当月	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月 累計	白根2丁目 0件	白根3丁目 0件	白根4丁目	白根5丁目 0件	白根6丁目 0件	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月 累計 場所	白根2丁目 0件	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月 累計 場所 当月	白根2丁目 0件 中白根3丁目	白根3丁目 0件 中白根4丁目	白根4丁目 2件 上川井町	白根5丁目 0件 川井宿町	白根6丁目 0件 川井本町	白根7丁目 0件 桐が作	白根8丁目 0件 左近山	中白根1丁目 0件 上白根町	中白根2丁目 0件 上白根1丁目
当月 累計 場所 当月 累計	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件	白根4丁目 2件 上川井町 0件	白根5丁目 0件	白根6丁目 0件	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月 累計 場所 当月 累計 場所	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件	白根3丁目 0件 中白根4丁目	白根4丁目 2件 上川井町 0件	白根5丁目 0件 川井宿町	白根6丁目 0件 川井本町	白根7丁目 0件 桐が作	白根8丁目 0件 左近山	中白根1丁目 0件 上白根町	中白根2丁目 0件 上白根1丁目
当月 累計 場所 当月 累計 場所 当月	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件	白根4丁目 2件 上川井町 0件	白根5丁目 0件 川井宿町 0件	白根6丁目 0件 川井本町 0件	白根7丁目 0件 桐が作 0件	白根8丁目 0件 左近山 5件	中白根1丁目 0件 上白根町 0件	中白根2丁目 0件 上白根1丁目 1件 今宿2丁目
当月 累計 場所 当月 累計 場所	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件	白根4丁目 2件 上川井町 0件	白根5丁目 0件 川井宿町 0件	白根6丁目 0件 川井本町 0件	白根7丁目 0件 桐が作 0件 今宿南町	白根8丁目 0件 左近山 5件 今宿町	中白根1丁目 0件 上白根町 0件 今宿1丁目	中白根2丁目 0件 上白根1丁目 1件 今宿2丁目 1件
当月 累計 場所 当月 累計 場所 当月 累計	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件 上白根2丁目 2件	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件 上白根3丁目	白根4丁目 2件 上川井町 0件 今川町 0件	白根5丁目 0件 川井宿町 0件 今宿西町 2件	白根6丁目 0件 川井本町 0件 今宿東町 0件	白根7丁目 0件 桐が作 0件 今宿南町 3件	白根8丁目 0件 左近山 5件 今宿町 0件	中白根1丁目 0件 上白根町 0件 今宿1丁目	中白根2丁目 0件 上白根1丁目 1件 今宿2丁目 1件 1件
当月 累計 場所 当月 累計 場所 当月 累計	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件 上白根2丁目	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件 上白根3丁目	白根4丁目 2件 上川井町 0件 今川町	白根5丁目 0件 川井宿町 0件 今宿西町	白根6丁目 0件 川井本町 0件 今宿東町 0件	白根7丁目 0件 桐が作 0件 今宿南町	白根8丁目 0件 左近山 5件 今宿町 0件	中白根1丁目 0件 上白根町 0件 今宿1丁目	中白根2丁目 0件 上白根1丁目 1件 今宿2丁目 1件 1件
当月 累計 場所 当月 累計 場所 当月 累計 場所	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件 上白根2丁目 2件 大池町	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件 上白根3丁目 0件 柏町	白根4丁目 2件 上川井町 0件 今川町 0件 万騎が原	白根5丁目 0件 川井宿町 0件 今宿西町 2件 南本宿町	白根6丁目 0件 川井本町 0件 今宿東町 0件 若葉台1丁目	白根7丁目 0件 桐が作 0件 今宿南町 3件 若葉台2丁目	白根8丁目 0件 左近山 5件 今宿町 0件 若葉台3丁目	中白根1丁目 0件 上白根町 0件 今宿1丁目 0件 若葉台4丁目	中白根2丁目 0件 上白根1丁目 1件 今宿2丁目 1件 1件 1件
当月 累計 場所 当月 累計 場所 当月 累計	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件 上白根2丁目 2件	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件 上白根3丁目	白根4丁目 2件 上川井町 0件 今川町 0件	白根5丁目 0件 川井宿町 0件 今宿西町 2件	白根6丁目 0件 川井本町 0件 今宿東町 0件	白根7丁目 0件 桐が作 0件 今宿南町 3件	白根8丁目 0件 左近山 5件 今宿町 0件	中白根1丁目 0件 上白根町 0件 今宿1丁目	中白根2丁目 0件 上白根1丁目 1件 今宿2丁目 1件 1件
当月 累計 場所 当別計 場所 当別 場所 当別 場所 場所 場所 当別 場所 場別 場所 場別 場別 場別 場別 場別 場別 場別 場別 場別 場別 場別 場別 場別	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件 上白根2丁目 2件 大池町 0件	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件 上白根3丁目 0件 柏町	白根4丁目 2件 上川井町 0件 今川町 0件 万騎が原 1件	白根5丁目 0件 川井宿町 0件 今宿西町 2件 南本宿町	白根6丁目 0件 川井本町 0件 今宿東町 0件 若葉台1丁目 2件	白根7丁目 0件 桐が作 0件 今宿南町 3件 若葉台2丁目	白根8丁目 0件 左近山 5件 今宿町 0件 若葉台3丁目	中白根1丁目 0件 上白根町 0件 今宿1丁目 0件 若葉台4丁目	中白根2丁目 0件 上白根1丁目 1件 今宿2丁目 1件 1件 0件
当月 累所 当月 累 場 男 場 男 場 男 計 場 男 計 場 男 計 場 男 計 場 月 素 場 月 ま り 男 計 場 り 男 ま り 、 の り の り の の の の の の の の の の の の の の	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件 上白根2丁目 2件 大池町 0件	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件 上白根3丁目 0件 柏町	白根4丁目 2件 上川井町 0件 今川町 0件 万騎が原	白根5丁目 0件 川井宿町 0件 今宿西町 2件 南本宿町	白根6丁目 0件 川井本町 0件 今宿東町 0件 若葉台1丁目 2件	白根7丁目 0件 桐が作 0件 今宿南町 3件 若葉台2丁目	白根8丁目 0件 左近山 5件 今宿町 0件 若葉台3丁目	中白根1丁目 0件 上白根町 0件 今宿1丁目 0件 若葉台4丁目	中白根2丁目 0件 上白根1丁目 1件 今宿2丁目 1件 1件 1件
当月 累計 場所 男計 場所 男計 場所 当累 場所 男計	白根2丁目 0件 中白根3丁目 0件 上白根2丁目 2件 大池町 0件	白根3丁目 0件 中白根4丁目 0件 上白根3丁目 0件 柏町	白根4丁目 2件 上川井町 0件 今川町 0件 万騎が原 1件	白根5丁目 0件 川井宿町 0件 今宿西町 2件 南本宿町	白根6丁目 0件 川井本町 0件 今宿東町 0件 若葉台1丁目 2件	白根7丁目 0件 桐が作 0件 今宿南町 3件 若葉台2丁目	白根8丁目 0件 左近山 5件 今宿町 0件 若葉台3丁目	中白根1丁目 0件 上白根町 0件 今宿1丁目 0件 若葉台4丁目	中白根2丁目 0件 上白根1丁目 1件 今宿2丁目 1件 1件 1件



旭警察署交通ニュース4年11月



◎10月末の事故状況前年対比

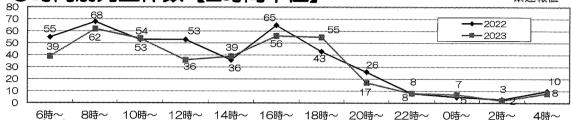
※速報値

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2023年	383	1	24	400	424
2022年	425	0	23	459	482
前年比	-42	+1	+1	-59	-58

2023年月別 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 0月 事故発生件数 34 40 46 39 25 34 44 36 36 49

◎時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎事故類型別件数

※速報値

			2022		2023			
事故類型		数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
 人対車両	横断歩道横断中	31	0	32	41	0	41	
八八里间	その他	57	0	58	56	0	58	
	すれ違い時	7	0	9	7	0	10	
	出会い頭	32	0	36	28	0	30	
	右折時 その他	26	0	26	19	0	20	
	右折時 右折直進	54	0	60	40	0	41	
車両相互	左折時	22	0	23	24	0	26	
	正面衝突	14	0	15	6	1	5	
	車両相互その他	58	0	62	62	0	70	
	追突	93	0	128	68	0	87	
	追越追抜き時	14	0	14	11	0	12	
車両単独	車両単独	17	0	19	21	0	24	
2	計	425	0	482	383	1	424	

飲酒運転根絶強化月間 12月1日 (金) から 飲酒運転根絶強化月間 12月31日 (日) まで

スローガン「乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者」

◎酒酔い運転

飲酒量に関わらず、アルコールの影響により、正常な 運転が困難な状態で車両等を運転した場合

◎酒気帯び運転

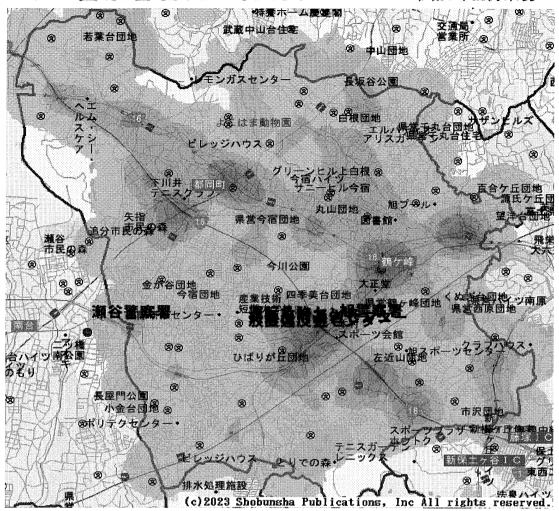
呼気1リットル中0.15mg以上、または血液 1ミリリットル中0.3mg以上のアルコールを体 内に保有した状態で車両等を運転した場合



アルコールは"少量"でも脳の機能を麻痺させます

◎旭警察署管内 町内会

令和5年10月末現



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	. 2	+2.	1	.0	1	· 1
鶴ヶ峰	56	-4	23	8	2	25
白根	23	+3	7	4	2	12
旭北	22	-3	9	2	3	5
上白根	16	-2	6	5	1	6
今宿	30	+5	11	6	1	11
川井	76	-8	17	15	7	22
若葉台	7	+1	3	2	1	3
笹野台	4	-3	2	1	0	3
希望が丘	8	+1	3	3	0	3
希望が丘東	13	-7	5	2	2	7
希望が丘南	8	-5	4	0	1	2
さちが丘	9	-6	4	1	0	3
万騎が原	10	+2	1	3	0	6
二俣川	34	-14	7	11	2	14
二俣川ニュータウン	4	+1	3	1	1	0
旭中央	12	+1	5	3	1	3
旭南部	19	-4	10	4	0	6
左近山	7	+1	6	0	1	2
市沢	23	-3	8	0	2	5
総計	383	-42	135	7.1	28	139

(注)

*二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭消防署からのお知らせ

区連会 資料 1-2

旭区内火災発生状況 (10月中:6件)

	月	日		場所	用途	被害状況	出火原因
10	月	7	日	市沢町	駐車場の雑草	雑草0.2アール焼損	放火の疑い
10	月	13	日	若葉台二丁目	共同住宅	共同住宅の居室73㎡、外壁100㎡焼損、水損5室、負傷者 2人発生	調査中
10	月	14	日	今川町	車両	乗用車1台焼損	調査中
10	月	29	日	中白根四丁目	共同住宅	居室洗面所内の壁面2㎡、投げ込みヒーター1台、タオル2枚、桶1個焼損	移動可能な電熱器
10	月	29	田	本村町	車両	乗用車1台焼損	調査中
10	月	30	日	東希望が丘	万彩 子 七二 /.	施設4階ベランダの掃き出し窓及び網戸各1枚、エアコン室外機1基焼損	調査中

各年の1月1日から同年10月31日(現在)

	項目	旭	区	内	横	浜 市	内
	区分/年数	令和5年	令和4年	増ム減	令和5年	令和4年	増ム減
	火災件数(件)	39	29	10	618	512	106
火災状況	焼損床面積(m³)	422	432	Δ 10	6,354	4,144	2,210
人火化儿	死者(人)	2	_	2	_ 13	12	_ 1
	負傷者(人)	7	4	3	102	78	24
救急状況	救急件数(件)	13,740	13,229	511	210,386	200,998	9,388
拟芯认沉	1日当たりの出場件数(件)	45.2	43.5	1.7	692.1	661.2	30.9

(備考)令和5年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

地域に寄り添う

旭消防团



◇ 旭消防団は、「地域に寄り添う」をテーマに、地域に密着した活動をしています。 旭消防団に入団して、あなたの好きな町、大切な人を一緒に守りませんか。

消防回具募集中!

- ◇ 消防団は、地域の人たちが、普段は本来の仕事や学業をしながら、 自らの地域を自らの手で守る活動をしています。
- ◇ 入団資格 ① 18歳以上の区内在住・在勤・在学者
 - ② 事前の知識や経験は必要ありません。 仕事をしている方でも、無理のない範囲で活動が可能です。
 - ~ あなたを支え あなたに支えられ バトンを繋ぐあなたを待っています ~

令和5年町丁別火災発生状況

令和5年1月1日から同年10月31日(現在)

署所別	町丁別	小計	火	災	種	別
右がか			建物	車両	林 野	その他
	川島町 白根町 白根一丁目	3	2			1
	白根二丁目 白根三丁目	2 1	2 1			
	白根四丁目 白根五丁目 白根六丁目					1
	白根七丁目 白根八丁目					
	中白根一丁目					
本 署	中白根二丁目 中白根三丁目					
	中白根四丁目 鶴ヶ峰一丁目	2	2			
	鶴ヶ峰二丁目	1		1		
	鶴ヶ峰本町一丁目 鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目 西川島町					
	本村町	2		1		1
	四季美台 今川町	1 3	1	1 1		1
17 件	今宿東町 今宿西町					
17 17	今宿南町	1				1
さちが丘	さちが丘 東希望が丘	1 3	3	1		
このか、正	中希望が丘 南希望が丘	1	1			
5 件	二俣川1丁目					
	川井本町	2	1	1		
+/11	川井宿町 下川井町					
都岡	都岡町 上白根町	1 1	1			1
	上白根一丁目	<u>-</u>	1			
4 件	上白根二丁目 上白根三丁目					

	I III	7-17		火の回っ		<u> 種</u>	別
署所別	町丁	別	小計			:	か その他
	本宿町) 注 初	半 啊	作	ての他
	南本宿町						
南本宿	二俣川2丁						
11374711	桐が作						
	左近山		2	2			
	万騎が原						
2 件	大池町						
	柏町						
	上川井町		2	1			1
若葉台	若葉台一	丁目					
,	若葉台二		2	1			1
5 件	若葉台三						
	若葉台四		1	1			
	市沢町		2	1			1
市沢	三反田町						
2 件							
	金が谷						
	金が谷一	丁日					
	金が谷二						
	<u> </u>	<u>, n</u>					
	<u>7 19 10</u> 今宿一丁	= -					
	今宿二丁						
	<u>7 19 </u>		1	<u>-</u>			
今 宿	世野古一	<u></u>					
, ,_	笹野台ニ	<u> </u>					
	笹野台三	<u>」</u>					
	笹野台四						
		<u>] </u>	2	2			
	1 7 1 1	<u> </u>					
	中沢三丁					 	
	中尾一丁[
4 件	中尾二丁[]			 _	- 	
	矢指町		1		1		

△ ≡↓	20	/ /+	建物	車両	林野	その他
	39	11	23	7	0	9

^{*} 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会·町内会	10月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		1_
白根地区町内会自治会連合会		3
旭北地区連合自治会		3
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		1_
川井地区町内会自治会連合会		6
若葉台連合自治会	1	3
<u> </u>		1_
希望が丘連合自治会		1
希望が丘東地区連合自治会		2

白海人 吐山人	10 🗆	⊞≞L
自治会·町内会	IUH	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		2
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		2
市沢地区連合町内会	1	1
地区連合未加入•高速道路等	4	12
合 計	6	39

区連会 資料 1-3

令和5年11月吉日

旭区自治会町内会長 各位

横浜市旭消防署長

令和6年旭区消防出初式ポスターの掲出について(御依頼)

晩秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、防火・防災への取り組みについて御理解と御協力をいただき、厚くお 礼申し上げます。

さて、「令和6年旭区消防出初式」を1月6日(土)10時より、旭公会堂において挙行することといたしました。

つきましては、消防出初式ポスター (A4サイズ) を11月の自治だよりで配布いたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

1 配布数

各自治会町内会の掲示板数

2 掲出期間

令和5年11月下旬から令和6年1月6日(土)まで

(問合せ先)

旭消防署総務・予防課 伊藤、小豆澤 電話・FAX 951-0119



令和6年



旭区消防出初式





目時:令和6年1月6日(土)

10時00分~11時00分

場所: 旭公会堂(鶴ヶ峰1-4-12)

内容:式典(消防総合演技は実施しません)



主催者 旭区消防出初式 実行委員会



区連会 資料2-1

 市連会
 11
 月定例会資料

 事
 務
 連
 絡

 令和
 5
 年
 1 1
 月
 1 0
 日

 都
 市
 整
 備
 局

「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けた取組について(ご案内)

横浜市では、「GREEN×EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会)の開催に向けて、2027年国際園芸博覧会協会・国などと連携し、準備を進めています。

本日の横浜市町内会連合会 11 月定例会にて、市長からご出席いただいた皆様に向けて、「GREEN×EXPO 2027」の開催背景や理念などについて、ご説明差し上げました。

今後は、各区の区連会にも本日と同様に市長が訪問する機会を区役所と連携して設けていきますので、引き続きのご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

<参考:「GREEN×EXPO 2027」の概要>

■名称:2027年国際園芸博覧会

■会場:旧上瀬谷通信施設(横浜市旭区・瀬谷区)

■開催期間:2027年3月19日(金)~2027年9月26日(日)

■クラス: A1 (最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認)

■参加者数:1,500万人(ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む)

(有料来場者数:1,000万人以上)

担 当:都市整備局国際園芸博覧会推進課

河野、中村

連絡先:671-4627

メール: tb-engeihaku@city.yokohama.jp

区連会 資料 2-2

横浜市空家等対策計画の改定に係る 市民意見募集について

横浜市では、市の空家等対策の基本計画である「横浜市空家等対策計画」の改定作業 を進めています。12月中旬に改定素案を公表し、約1か月間、意見募集を実施します ので、皆様のご意見をお寄せください。

1 横浜市空家等対策計画とは

空家が増加し、管理不全な空家が周囲に迷惑や被害を及ぼすなど、空家問題が全国的に課題となっています。横浜市空家等対策計画は、こうした課題に対応するため、空家化の予防や空家の流通・活用、管理不全な空家の防止・解消など、今後、市が取り組む様々な対策を総合的に定めたもので、平成31年2月に策定しています。

〈管理不全な空家〉



〈適切に管理された空家〉



2 意見募集について

(1) 概要

12月中旬に公表する改定素案に対する意見募集を実施します。市民の皆様からいただいた御意見を反映した上で、令和6年3月末に「横浜市空家等対策計画」を改定します。

(2)募集期間

令和5年12月中旬から令和6年1月中旬まで

※詳細な期間は、12 月中旬に市のホームページ等でお知らせします。また、意見募集開始日から意見募集のリーフレットを各区役所、市民情報センター等で配架します。

(3)素案の閲覧方法・御意見の提出方法

後日公開する市のホームページ又は後日配架するリーフレットを御参照ください。

お問合せ先	

横浜市建築局住宅政策課 担当 安藤、足立、北村 Tel 045-671-4121

区連会 資料 2-3

横浜市町内会連合会資料 令和5年11月10日 教育委員会事務局 教育政策推進課

新たな図書館像(図書館ビジョン(仮称))の策定に向けた 市民意見公募予定について(情報共有)

横浜市立図書館及び横浜市の図書館行政への御理解と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、横浜市立図書館のこれからの「横浜市立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す「横浜市の新たな図書館像(以下「図書館ビジョン(仮称)」という。)」について、令和5年度中の策定を目指し準備を進めています。

横浜市立図書館は1区に1館(市内計18館)あり、年間約640万人の方と、大変多くの方にご利用いただいている施設です。策定に向けて、市民の皆さまから広く意見を伺うため、市民意見公募を以下の通り行う予定ですので、お知らせいたします。

各自治会町内会長のみなさまにも、本件公募を予定している旨をお知らせいただけますと幸甚です。

1 「図書館ビジョン(仮称)素案」市民意見公募の概要

(図書館ビジョン(仮称)策定の背景や基本的な方向性は、別紙参照)

- (1) 公募期間(予定) 令和5年12月中旬以降~1月 ※具体的な日にちは現在調整中です。
- (2) 素案閲覧場所(予定)
 - ア 横浜市ホームページ「新たな図書館像(図書館ビジョン(仮称))」で公開します。

[URL]https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-

kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html

- イ 素案概要配布、素案本文閲覧場所
 - · 横浜市立図書館
 - ·横浜市立図書館図書取次所
 - 区役所区政推進課広報相談係

※地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点には概要版のみの配架です ので、素案本文をご覧になる場合は上記ア、イでご確認ください。

2 「図書館ビジョン(仮称)」の策定に向けた今後のスケジュール(案)

12月~令和6年1月:市民意見公募

3月:原案策定·公表

<担当>

教育委員会事務局 教育政策推進課:安部、宮崎

電 話:671-3243

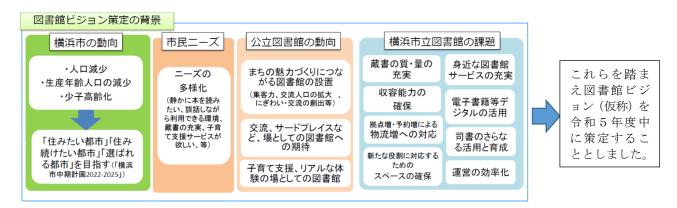
メール: ky-seisaku@city.yokohama.jp



【参考】図書館ビジョン(仮称)について

これまでの検討状況を踏まえ、市立図書館の現状と課題、基本的な方向性をまとめました。これらを踏まえて、市民意見公募の際には、図書館ビジョン(仮称)素案の概要及び本文をお示しし、皆様からご意見を伺います。

1 市立図書館の現状と課題



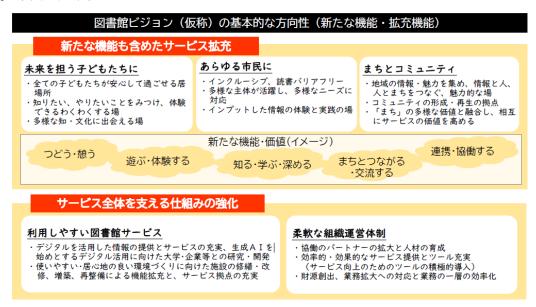
2 検討経過

令和4年度から、調査検討を開始しました。先行事例調査、市民アンケート、市民ワークショップ、有識者意見聴取等を踏まえ、図書館ビジョン(仮称)の基本的な方向性を整理しました。

3 図書館ビジョン(仮称)の基本的な方向性

これまで図書館が担ってきた、本や読書を核とした情報へのアクセスを保障する機能 の充実に加え、新たな機能・価値を提供することが求められています。

豊かな学びへの寄与、居心地の良い環境、さらにまちの魅力づくりへの貢献を目指し、図書館の機能・施設の拡充により「新たな機能も含めたサービスの拡充」を図るとともに、「サービス全体を支える仕組みの強化」について、基本的な方向性を検討しています。(下図参照)



区連会 資料 2-4

区連会 11 月定例会説明資料 令和 5 年 11 月 16 日 教 育 委 員 会 事 務 局 中 央 図 書館 企 画 運 営 課

横浜市立図書館臨時休館のお知らせ(情報共有)

日頃から、横浜市立図書館の運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

市立図書館では、令和6年1月15日(月)に新しい図書館情報システムが稼働予定です。機器等の交換やシステム移行のため、12月25日(月)から全館臨時休館します。

御不便をおかけしますが、本件につきまして、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、図書館ホームページ等により広報を実施しているほか、広報よこはま(11・12月号)にも掲載し、市民の皆様への周知を行ってまいります。

1 臨時休館日程について

令和5年12月25日(月)~令和6年1月14日(日) ※別紙ポスターにより広報を実施しております。 ※1月15日(月)から通常通り開館いたします。

2 休館・休止するサービスについて

- (1) 市立図書館は全館休館し、移動図書館「はまかぜ号」及び図書取次サービスは休止します。
- (2) 図書館情報システムを使用した、本の検索・予約等は御利用いただけません。

3 新システムについて

スマートフォンで図書館カードを表示して本が借りられるようになるなど、より便利にお使いいただけるようになります。詳しくは図書館ホームページを御覧ください。

[URL] https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/oshirase/2024opacrenewal.html



<担当>

教育委員会事務局 中央図書館 企画運営課 澤田

電 話:262-7334

メール: ky-libkiun@city. yokohama. jp



横浜市立図書館

臨時休館のお知らせ

令和5年

令和6年

12/25_A

1 / 1 4

横浜市立図書館は、図書館情報システムの更新のため 全館臨時休館いたします。

- × 休館中はご利用いただけないサービス
- × 本の貸出・返却・予約
- × 新規登録·登録更新
- × 本の閲覧・複写
- × レファレンス (調べもの)
- × 情報ダイヤル

- × 蔵書検索ページの利用
 - (本の検索・予約・予約かご)
- × 地区センター蔵書検索
- × オンラインデータベース
- × デジタルアーカイブ
- 〇休館中にもご利用いただけるサービス
- 〇 返却ポスト (12/29~1/3を除く)
- 〇電子書籍サービス



〈令和6年 | 月 | 5日(月)以降について〉

- *令和6年 | 月15日(月)は午前9時30分から午後5時まで開館します。
- *蔵書検索ページは | 月 | 5日(月)午前9時30分以後ご利用いただけます。
- *新しい蔵書検索ページでは初回ログイン時に パスワードの再登録が必要となります。 詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

新しいシステム&新サービスに ついて、図書館ホームページで 随時お知らせします。



ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

横浜市中央図書館企画運営課 電話:045-262-7334 FAX:045-262-0052

区連会 資料2-5

令和5年11月16日

地区連合自治会町内会長 様

旭区長

第29期青少年指導員候補者の推薦について(依頼)

日頃から、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、各地域で御活躍いただいております第28期青少年指導員の任期が令和6年3月31日をもって満了となります。

つきましては、貴地区連合自治会町内会において「第29期旭区青少年指導員依頼 数一覧」に基づき、各自治会町内会長様に推薦の依頼をお願いいたします。併せて、 貴地区の推薦調書を取りまとめいただき、担当まで御提出をお願いします。

1 改選期日および任期

改選期日:令和6年4月1日

任期:2年(令和6年4月1日~令和8年3月31日)

2 依頼数 : 別添「第29期旭区青少年指導員依頼数一覧」のとおり

3 提出期限:令和6年2月8日(木)

4 提出先 : 旭区地域振興課生涯学習支援係

- 5 各地区連合自治会町内会長様あて資料
 - (1) 第29期旭区青少年指導員依頼数一覧
 - (2) 横浜市青少年指導員要綱
 - (3) 横浜市青少年指導員委嘱要領
 - (4) 返信用封筒
 - ※連合加入の各自治会町内会には各連長様あてに送付いたします。

連合未加入の自治会町内会については、単会長様あてに直接ご送付いたします。

- ※ご推薦いただく事務の負担軽減のため、以下の取り組みを行っています。
 - ・第28期(前期):被推薦者の署名を必要とする承諾書の廃止
 - ・第29期(今期):被推薦者の生年月日及び性別欄の廃止
 - : 年齢要件の上限の見直しに伴う推薦候補者の拡大
- ※参考に、自治会町内会長様あて資料を添付いたします。裏面をご参照ください。

裏面あり

【参考】各自治会町内会長様あて資料

- (1) 自治会町内会長様あて依頼文
- (2) 青少年指導員の概要
- (3) 第29期(令和6・7年度)横浜市青少年指導員候補者推薦書
- (4) 「第29期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方

※その他、御不明な点がございましたら、下記までお問い合せください。

担当:旭区地域振興課生涯学習支援係 真栄田、中村 電話 (954) 6099 FAX (955) 3341

第29期青少年指導員依頼数一覧

サロタ	第29期	第28期		
地区名	依頼数	依頼数	現在数	
鶴ヶ峰	23	24	23	
白根	13	14	13	
旭北	21	21	16	
上白根	5	5	5	
今宿	12	12	11	
川井	12	13	12	
若葉台	14	12	12	
笹野台	13	13	12	
希望が丘	11	11	9	
希望が丘東	21	22	21	
希望が丘南	8	8	8	
さちが丘	5	6	5	
万騎が原	18	14	13	
二俣川	16	16	12	
二俣川ニュータウン	11	12	11	
旭中央	7	6	6	
旭南部	7	7	7	
左近山	9	10	9	
市沢	8	8	8	
計	234	234	213	

注1 令和5年10月現在の自治会町内会数を基礎数とし、第28期 当初の推薦数を加味して第29期青少年指導員の依頼数を算出し ております。ただし依頼数は目安ですので、地域の実情に合わ せ、推薦人員の柔軟な対応をしていただいて構いません。

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

- 第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。
 - (1) 青少年の指導と団体の育成
 - (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
 - (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
 - (4) 青少年に関する相談と愛護活動
 - (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

- 第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。 (推薦)
- 第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。
- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時 に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

- 第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。
- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉 区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

- 第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。 (活動経費)
- 第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。 (市協議会)
- 第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。
- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青 少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年11月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員(以下「指導員」という。)の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。 ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を 選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として 18歳以上 70歳未満、再任の場合は、原則として 18歳以上 75歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中に委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

- 6 指導員の解嘱
- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。

自治会町内会長 様

旭区長

第29期青少年指導員候補者の推薦について(依頼)

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申しあげます。 さて、各地域で御活躍いただいております第28期青少年指導員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな第29期青少年指導員候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類
 - 第29期(令和6·7年度)青少年指導員候補者推薦書
- 2 提出期限 令和6年2月2日(金)
- 3 提出先 連合会長様へ御提出ください。
- 4 送付書類
 - (1) 自治会町内会長様あて依頼文
 - (2) 青少年指導員の概要
 - (3) 第29期(令和6・7年度)横浜市青少年指導員候補者推薦書 ※推薦に当たっては、推薦を受ける方の承諾を受けてください。
 - (4)「第29期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方
 - ※ご推薦いただく事務の負担軽減のため、以下の取り組みを行っています。
 - ・第28期(前期):被推薦者の署名を必要とする承諾書の廃止
 - ・第29期(今期):被推薦者の生年月日及び性別欄の廃止
 - : 年齢要件の上限の見直しに伴う推薦候補者の拡大
- 5 推薦基準

裏面「横浜市青少年指導員委嘱における留意事項」を御覧ください。

6 その他

年度途中に追加委嘱がある場合は、随時推薦書を御提出ください。

担当:旭区地域振興課生涯学習支援係

真栄田、中村

電話 (954) 6099

FAX (955) 3341

横浜市青少年指導員委嘱における留意事項

1 改選期日

令和6年4月1日

2 任 期

2年(令和6年4月1日~令和8年3月31日)

3 推 薦 基 準 (横浜市青少年指導員委嘱要領 3 項抜粋)

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考する ものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として 18 歳以上 70 歳未満、再任の場合は、原則として 18 歳以上 75 歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 旭区青少年指導員の主な活動内容

別添「青少年指導員の概要」(両面)を御覧ください。

青少年指導員の概要

やりがい感じる青少年のサポート役子をもったちと一緒に輝く子もなりない。日本に対して、一十年月 一十年月 一十年月 一十年 1月 一~あなたもはじめませんか?~

青少年指導員とは?

次世代を担う青少年が地域で心豊かに成長できるよう、 市長と県知事から委嘱を受けて活動しています。

任期は2年で、対象年齢は18歳から70歳まで(再任は75歳まで)の方です。市内で約2,500名の方が活動を行っています。

(令和5年4月現在)

青少年指導員として活動 いただいているみなさんの声

子どもは社会の宝、子どもたちの笑顔を見られる地域にしたいですね。

イベントなどで身体を動かすため、自分の健康づくりにもつながっています。

仕事との両立が大変な時期もありましたが、 職場とは違った人たちとの一期一会がありました。



青少年指導員の活動 によって、地域の結び つきも強くなったよう に感じます。

どんな活動をしているの?

青少年を「支える/育てる」

地域のニーズを踏まえて、子どもたちの交流・体験 活動の場の提供、青少年が企画するイベントへの支援 など、青少年の成長に繋がる

機会をつくります。

【活動例】

- ・紙ヒコーキ大会
- ・ウォークラリー
- ・ペットボトルロケット大会
- ・ふれあいキャンプなど

3

青少年を「守る」

地域で子どもの見守り活動や声かけを行い、 青少年を非行から守るとともに安心して暮らす ことができる街づくりを行っています。

【活動例】

- ・全市一斉統一行動パトロール
- ・あいさつ運動など



~自治会・町内会長の皆様へ~ 推薦についてのお願い 各地域で活動する青少年指導員をご推薦ください。 定数は区と地域の話合いで、連合町内会ごとに柔軟に 定めていただいて構いません。

横浜市こども青少年局青少年育成課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 ♥045-671-2324 過045-663-1926



旭区青少年指導員連絡協議会

青少年指導員はどんな組織?

横浜市青少年指導員連絡協議会

旭区青少年指導員連絡協議会 (地区会長会:19 地区)

地区青少年指導員連絡協議会 (区内 19 地区)



- ・旭区全体でのイベント
- ・広報紙「あさひ青指だより」の発行
- 青少年指導員を対象とした研修会
- 各地区での活動(おまつり、清掃活動等)
- ※旭区では 213 名の青少年指導員に各地区で 活動していただいています。(R5.11.1 現在)

旭区ではどんな活動をしているの?

旭区青少年指導員連絡協議会の主な活動をご紹介します。

◆旭区こども写生大会(6月)◆



よこはま動物園ズーラシアを 会場に区内の小学生を対象 とした写生大会。令和5年は 108 名の子どもが参加して、 たくさんの絵が描かれまし た。

▶旭区親子野外自然体験活動(11月)◀



こども自然公園でウォーク ラリーとモルック体験をした 後は青少年野外活動センタ 一で野外炊事。毎年、大人 気のイベントです。

◆旭区大なわとび大会(2月)◆



旭区子ども会育成連絡協議 会と連携して開催。各地区 から出場したチームが競い 合う熱気あふれる大会で す。

◆「あさひ青指だより」発行(9月・3月)◆



青少年指導員が取材や記 事の作成を行い、編集する 広報誌。イベントの様子や 地区活動についてご紹介し ています。

このほか、青少年指導員を対象とした研修の開催や各地区行事の企画・運営などを担っていただきます。 各活動の詳細は、「あさひ青指だより」をご覧ください。

青少年指導員の概要、 「あさひ青指だより」はこちらから



【旭区青少年指導員連絡協議会事務局】 旭区役所地域振興課

電話:954-6099 FAX:955-3341

第 29 期(令和 6 · 7 年度) 横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

区長

選出団体名 代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		年齢
氏 名		歳
住所・電話	〒 区	Tel
自治会・町内会等での役職		
新任・再任の区分	新 任 · 再 任 (当初委嘱年月:	年 月)

- ※年齢欄は、委嘱年度の4月1日現在で記入してください。
- ※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者(推薦を受ける者)の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、 以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

□推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

「第29期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方

青少年指導員の推薦にあたり、ご質問が多い内容などをもとに、ご参考までに、区役所の 考え方をまとめました。

1:推薦依頼数は、どのように算出したのか。

各自治会町内会あたり、何名推薦すればいいのか。

それぞれの地区への推薦依頼数は、令和5年10月現在の自治会町内会数と世帯数及び 現在の青少年指導員指導員数を基礎に算出いたしました。

地域全体での取り組みを考慮すると、概ね自治会町内会あたり1人が望ましいと考えておりますが、これまでの経過や地域の実情に応じ、柔軟に御対応いただければと思います。

く参考>

- (1) 青少年指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。(横浜市青少年指導員委嘱要領 2 推薦人員及び推薦方法)
- (2) 定数について、横浜市として決まった数値(上限など)はありません。
- 2:選出が難しい場合や、推薦期限に間に合わない場合にはどうすれば良いか。

旭区役所地域振興課生涯学習係へ御連絡をお願いします。

電話 (954)6099 FAX(955)3341

3:要領にある、「その他区長が選出団体として必要と認める地域の団体」とは何か。

青少年指導員の活動は、連合町内会のエリアを活動拠点とし、その地域の関係者と連携を 図って行っています。

そのため、委員の推薦については、基本的には連合町内会を母体として考えていますが、 区や地域の実情に応じて、例えば、自治会町内会のないマンションの管理組合等を選出団体 とすることなどが想定されています。

4:推薦基準の中に、「原則として市内在住者であること」とあるが、市外在住者が横浜市の青少年指導員になることはあるのか。

市外在住者が横浜市の青少年指導員となることもあります。例えば商業地域などで、店舗を市内にお持ちの市外在住者が青少年指導員となる場合が考えられます。

5:年齢について、原則として 70 歳未満(再任の場合は、75 歳未満)となっているが、年齢が超えていても、推薦して良いのか。

まずは、原則を踏まえてお考えください。しかしながら、地域の実情に応じて柔軟な 対応が必要な場合もあると思います。例えば、「他に候補者がなく、この人ならば年齢を 超えていても、十分に活動できる」といった理由などです。

推薦にあたり、担当までご一報いただければと思います。

6:提出期限が早すぎないか。

4月上旬に委嘱式を予定しており、大勢の方の書類を確認させていただくことになります。書類の確認に時間が掛かりますことを御理解ください。大変申し訳ございませんが、期限が過ぎる場合は担当までご一報ください。

7:横浜市の青少年指導員の身分は。

青少年指導員は、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進する ことにより、青少年の健全育成を図ることを目的に、市及び県から委嘱を受けている委嘱 委員です。

※スポーツ推進委員(法律設置)と異なり、県の条例及び市の要綱で定めています。

8:任期について、マンション等で1年おきに指導員の変更がある。

指導員の変更や辞退は適宜行うことができます。

お手数ですが、変更手続きのため、区役所地域振興課にお知らせください。

9:連合自治会町内会未加入の団体から青少年指導員の推薦は必須なのか。

青少年指導員は、次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう地域環境を創りあげる 活動を、地域の関係者や団体と連携して行っています。

旭区内の子どもたちを地域全体で見守っていくという観点をご理解いただき、青少年 指導員の推薦にご協力をいただければと考えています。

10: 連合自治会町内会未加入の団体から推薦された青少年指導員は、どのような活動をするのか。

青少年指導員の活動は、「地域に根差した、地域ぐるみの活動」に支えられていると 認識しています。そのため、団体内のみならず、地域の中で他団体から推薦された青少年 指導員の皆様と一緒に活動していただければと考えています。

地域の青少年指導員のとりまとめや連絡調整は、各地区の青少年指導員地区会長が担っていますので、ぜひ、ご一緒に活動していただけたらと思います。

ご提出いただいた推薦書をもとに、各地区におつなぎさせていただきます。

区連会 資料2-6

市連会 11 月定例会資料 令和 5 年 11 月 10 日 市民局地域活動推進課

> ↑事例発表の一例 (日野清風苑町内会の取組より)

令和5年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画の YouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和5年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画を YouTube にて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会で、単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で、役員の皆様等に情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1)配信内容

市内3区の自治会町内会・地区連合町内会の皆様に活動事例を御紹介いただきました。

① 神奈川区「大口仲町池下町会の紹介とスマートフォンアプリを用いた災害時支援活動」

発表者:大口仲町池下町会 会長 石渡 祥男 氏、

安心・支援部会長/ICT 担当 岩並 清隆 氏

② 港南区「会館でのオンライン講座で身近なつながりづくり」

発表者:日野清風苑町内会 会長 小室 俊博 氏

③ 磯子区「ICT を活用した自治会/連合町内会活動」

発表者:滝頭地区連合町内会・滝頭岩瀬自治会 会長 柏木 達義 氏

(2)配信期間など

- ・令和5年12月1日(金)~令和7年3月31日(月)
- ・以下のホームページから視聴できます。(ご質問に対する回答もこちらに掲出予定)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html



4 その他

事例発表について、御質問がございましたら、電子申請・届出システムでお問合せください。 https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b90b3d9f-62f0-4d05-ab3c-64ede3c8cf3f/start

電子申請・届出システムは、以下の QR コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」⇒キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

御質問は令和5年12月1日(金)午前9時から令和6年1月31日(水)午後5時まで受け付けます。御質問に対する回答は、上記ホームページ(横浜市 自治会町内会への加入促進)に掲載予定です。 日本日本は大田

・ 事例発表の ・ 一事例発表の ・ 一次元コード ・ 17 質問受付の ・ 二次元コー

市民局地域活動推進課 担当:川口、髙橋 電話:045-671-2317 FAX:045-664-0734 Eメール:sh-jichikai@city.yokohama.jp

区連会 資料2-7

エコハマ (横浜市エコ家電応援キャンペーン) の周知に向けた ご協力について (依頼)

横浜市では、家計負担の軽減と温暖化対策のため、市内の対象店舗において、一定の省エネ性能を満たすエアコン・冷蔵庫・LED 照明器具をご購入いただいた市民の皆様を対象に、最大3万円分のポイント還元を行う「エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)」を実施中です。

より多くの市民の皆様に本キャンペーンをご利用いただき、電気代の削減や ご家庭からの二酸化炭素排出量の削減を進めていくとともに、脱炭素ライフス タイルに向けた意識醸成につなげていきたいと考えております。

つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市 民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 掲出場所について

自治会町内会掲示板

2 希望掲出期間について

令和6年1月31日(水)まで

3 お問い合わせ先について

キャンペーン内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

(電話番号:900-3750、十日祝・年末年始含む10時~18時)

掲示板への掲出に関すること

エコハマ担当 (電話番号:671-2661)

【参考:エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)について】

	令和5年8月29日(火)~令和6年1月31日(水)
申請受付期間	※予算上限に達し次第早期終了
	※キャンペーン期間中にご購入いただいたものが対象
対象家電	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED 照明器具
対象店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請 (郵送申請も可)
	本体購入価格(税抜)の20%、上限3万円分のポイントを
還元内容	キャッシュレスポイントまたは商品券で還元
	※ポイント交換期限:令和6年2月29日(木)

★対象店舗など詳細な情報は、キャンペーン特設サイトへ **エ**

コハマ Q

https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/

担 当:温暖化対策統括本部調整課エコハマ担当

連絡先:671-2661

E-mail: on-ecohama@city.yokohama.jp

節電効果の大きいエコ家電の購入を応援!



市内登録店舗での購入で、本体購入価格(税抜)の

最大20%(上限30,000円)分を キャッシュレスポイントまたは商品券で還元!

※申請はお1人様エアコン・冷蔵庫は各1台、LED照明器具は2台まで。

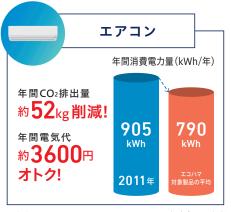
申請受付期間

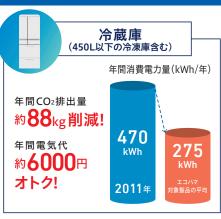
2023年8月29日(火) *** 2024年1月31日(水)

※郵送甲請は消印有効です。

※キャンペーンは予算の上限に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。キャンペーン期間中にご購入いただいた製品が対象となります。

^{対象家電は3品目} 10年前の製品と比べるとこんなに脱炭素!







※出典:スマートライフおすすめBOOK 2022年度(2011年製品の年間消費電力量部分) ※冷蔵庫の2011年製品については定格内容積401L~450Lの製品の数値の中間値 ※LED照明器具の2011年製品については蛍光灯シーリングライトの数値 ※今回の対象製品(令和5年4月時点)の平均値との比較 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価31円/kWh(税込)を乗じて算出 ※電力のCO2排出係数は0.45kg-CO2/kWhで算出

対象家電のうち、一定の省エネ性能を備える製品が対象です。

登録店舗・対象製品などの詳細は、キャンペーンサイトへ。〉〉〉

エコハマ Q



二次元コード]



お客様専用 TEL.045-900-3750

市連会 11 月定例資料 令和 5 年 11 月 10 日 都 市 整 備 局 企 画 課

「都市計画マスタープラン」等の改定に向けた 意見募集等について

現在、都市づくりに関する方針である「**都市計画マスタープラン***1」等*2について、令和7年度改定に向けて検討を進めています。

今後、**意見募集やワークショップ等を実施**し、市民や企業の皆様から「まちづくり」に対する思いやニーズ等を伺いながら改定してまいりますので、今後の予定をお知らせします。

なお、実施内容・時期等の詳細については、リーフレットや広報よこはま、 ホームページ等を活用して順次周知させていただきます。

※1都市計画マスタープラン

- ・ 市町村の都市計画の基本方針
- 市民や企業等の皆様のまちづくりへの参画を促し、 協働でまちづくりを進めるためのツール



都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備や市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針等



都市計画マスタープラン (現行版:平成25年改定)

1 都市計画マスタープラン

(1) 令和5年12月上旬頃

- 市民の皆様が考える「未来のまちの姿」等について、ご意見や考えを募ります。
- ・意見の募集は、世代や居住地等を問わず、率直な意見を幅広く伺っていけるよう、スマートフォンからお手軽に投稿いただけるようにするほか、市庁舎2階にもご意見を提出できる専用スペースを設けます。

(2) 令和6年2月~3月頃

- ・市民や企業の皆様を対象に参加者を募集し、ワークショップを開催します。
- ◆具体的な日程や参加者の募集等については、記者発表やホームページ、広報 よこはまなどでお知らせいたします。
- ◆いただいたご意見や対話の結果等については、都市計画マスタープランの素案 等に反映してまいります。
- ◆令和6年度以降も、都市計画手続きに合わせプラン案へのご意見を伺ってまいります。

裏面あり

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 等

〇令和6年1月末から2月上旬

- ・市が作成する都市計画市素案(案)の内容等について、市内 6 箇所で開催 予定の説明会や説明動画の配信等によりご説明するとともに、都市計画市素 案(案)に対する意見募集を行ってまいります。
- ◆説明会の日程や会場等の詳細については、12 月下旬から配布等を行う予定の リーフレットや広報よこはま 1 月号などでご確認ください。

3 問合せ先

都市整備局企画課 TEL:671-3749 担当:岡田、水谷、東、齊藤

区連会 資料3-1



区 連 会 1 1 月 説 明 資 料 令 和 5 年 1 1 月 1 6 日 2027国際園芸博覧会協会整備課

2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書説明会の開催状況について

本博覧会の環境影響評価については、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)の手続きを進めていますが、同条例による説明会を実施しましたので、開催状況についてお知らせします。

1 説明会の開催について

日	時間	会場	参加人数
10月27日(金)	18 時 30 分~20 時 30 分	瀬谷公会堂	8 0名
10月28日(土)	18 時 00 分~20 時 00 分	旭区役所新館2階大会議室	1 5名
10月29日(日)	18 時 30 分~20 時 30 分	瀬谷公会堂	3 9名
10月30日(月)	18 時 30 分~20 時 30 分	旭公会堂	2 6名

※会場での説明内容と同様の「説明動画」を2027年国際園芸博覧会協会ホームページ(右のQRコード参照)にて公開しています。



2 説明会当日の主な質疑について(裏面参照)

当日は、交通関連(地域社会等)、生物多様性、水循環、騒音等の質疑がありました。 主な質疑の概要については、<u>裏面に記載しています</u>のでご覧ください。

3 準備書の縦覧及び意見書の提出について

(1) 準備書の縦覧について

- ・縦覧期間: 令和5年10月25日(水)から12月8日(金)まで(土・日・祝日を除く)
- 縱覧場所:①環境創造局環境影響評価課、②旭区役所区政推進課広報相談係、
 - ③瀬谷区役所区政推進課広報相談係

(※縦覧時間:午前8時45分から午後5時(①は午後5時15分まで))

- 閲覧場所:横浜市中央図書館、瀬谷図書館、旭図書館(※閲覧時間:開館時間中)
- ・横浜市ホームページ:環境創造局環境影響評価課ホームページで公開

(※「横浜市 環境アセスメント 園芸博覧会」と検索して下さい。)

(2) 意見書の提出について(※提出期限:令和5年12月8日(金)まで)

準備書について環境の保全の見地からご意見のある方は、意見書を提出することができます。提出期間は、縦覧期間と同じです。意見書用紙に記入し、環境創造局環境影響評価課に持参又は郵送による提出、もしくは電子申請で行うことができます。

【問い合わせ先】公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会整備課 花本、有賀(TEL:045-307-2047)

○主な質疑の概要一覧

項目	説明会参加者からの質疑の概要	事業者からの回答
	開催時の交通量を予測する際は、道路拡幅や 交差点改良などを考慮しているのか。	開催時における道路の整備状況等を考慮して予測・ 評価を行っています。
交通関連(地	準備書には、1,000万人以上が来場しても影響しない、渋滞しないとあるが、仕事で環状4号線や瀬谷柏尾線を使っているが、もし渋滞が発生したら、営業補償してもらえるのか。	開催中の交通については、将来の道路の整備状況を 踏まえ、予測・評価を行っています。会場周辺の主 要な交差点おける交差点需要率等から、交通流に影 響を与えるような渋滞は生じないことを確認して います。交通渋滞に伴って、営業補償を行うという 考えはありません。
(地域社会等)	細谷戸団地前の道路は、現在も多くの車が往 来しており、以前には交通事故もあった。近 隣住民のために道路整備を優先してほしい。	横浜市の土地区画整理事業で拡幅整備する道路で あり、両側に歩道が整備されることになっていま す。
	上瀬谷小学校の登下校の時間帯に工事用の大型車両が通過するのは心配だ。 歩道はいつ頃に整備されるのか。	本博覧会の開催までに横浜市が歩道を整備すると 考えています。また、本博覧会の工事の事業者が 決まった段階で、小学校も含めて周辺にお住まい の皆様のご意見を聞きながら、交通安全対策等を 検討していきたいと考えています。
生物多様は	博覧会の工事で環境が改変されて、動植物がいなくなったらどうするのか。 動植物に関する事後調査は行わないのか。	横浜市によって基盤整備等が実施され、保全対象種の生息・生育環境等が創出されます。本博覧会では、この保全対象種の生息・生育環境等は改変せず、保全・活用するため、生物多様性については事後調査を実施しません。
性 	海外からの植物は、どのように管理をするの か。	海外からの植物については、関係法令等に適合した 適切な管理を行います。
水循環	雨水浸透桝の設置などにより地下浸透させる とあるが、駐車場や園路は舗装するので、相 沢川に流れ込む雨水量は多くなると考える。 また、相沢川は昔からよく氾濫し、今年も内 水氾濫で道路冠水が起きており、不安を感じ ている。	駐車場や園路など本博覧会の施設整備では、できる限り雨水を地下に浸透させるなど、河川の流量の増加を軽減できるよう努めます。また、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業では、雨水流出抑制のため、調整池を整備することになっています。横浜市と博覧会協会が協力しながら対応を考えていきます。
騒音	細谷戸団地の北側には営業施設が近接しており、騒音の発生が懸念される。 静かに暮らしたいので、営業施設は移動してほしい。	細谷戸団地の北側道路は横浜市の土地区画整理事業によって拡幅されます。また、営業施設との間には植樹帯や管理用道路を整備することになっており、細谷戸団地からは十分に離隔がとれるようにしたいと考えています。
その他	説明会の参加者数が少ないと感じている。開 催案内は関係する区の全域に配布すべきだと 考える。	説明会の開催案内については、約2万部を印刷して、対象事業実施区域の周辺に各戸配布しています。また、できるだけ多くの方に知っていただくため、博覧会協会ホームページで本日のスライド等を読み上げた動画や、本日お配りした資料等をご覧になっていただけるようにしています。
	瀬谷みはらし公園にゴミを捨てる人がおり、毎日ゴミ拾いをしている。博覧会の来場者等がゴミを捨てないようにしてほしい。	瀬谷みはらし公園へのゴミの廃棄については、ご 意見があったことを横浜市に伝えます。また、本 博覧会の来場者が周辺にゴミを廃棄しないよう周 知徹底していきます。

区連会11月定例会資料 令和5年11月16日 環境創造局公園緑地 整備課上瀬谷担当

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書の公告について

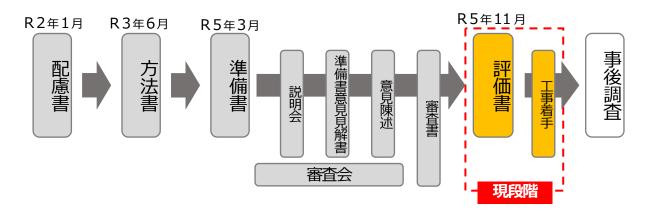
1 趣旨

本市では、旧上瀬谷通信施設において、土地区画整理事業を進めており、その中で国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の会場の基盤ともなる、新たな公園「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園」の整備を位置付けています。

本公園について、横浜市環境影響評価条例に基づく手続を経て、環境影響評価書を令和5年 11月15日に公告し、縦覧を開始しました。

今後、工事着手届出書を提出し、整備工事に着手します。

2 環境影響評価の手続の経緯



3 環境影響評価書

評価書は、これまでの環境影響評価手続きで示した準備書の内容に市民意見や審査会での審議内容などを反映した、本公園の事業実施にあたっての環境への配慮をとりまとめた図書です。

(1) 評価書の主な記載項目

- ・本公園の計画内容(施工計画、温暖化対策、生物多様性の保全、緑の保全と創造等)
- · 地域特性(自然的状况、社会的状况 等)
- ・配慮の内容(配慮の内容、環境情報等)
- ・環境影響評価の予測及び評価(温室効果ガス、生物多様性(動物、植物、生態系)、水循環、廃棄物・建設発生土、大気質、水質・底質、騒音、振動、地域社会、景観、触れ合い活動の場)
- ・環境影響の総合的な評価
- ・事後調査の実施に関する事項等

(2) 評価書の縦覧

縦覧期間	令和5年11月15日(水)から令和5年12月14日(木)まで
縦覧場所	環境創造局環境影響評価課、旭区役所区政推進課、瀬谷区役所区政推進課

※横浜市ホームページでも公開します。

(3) 評価書における環境保全措置(次頁以降参考)

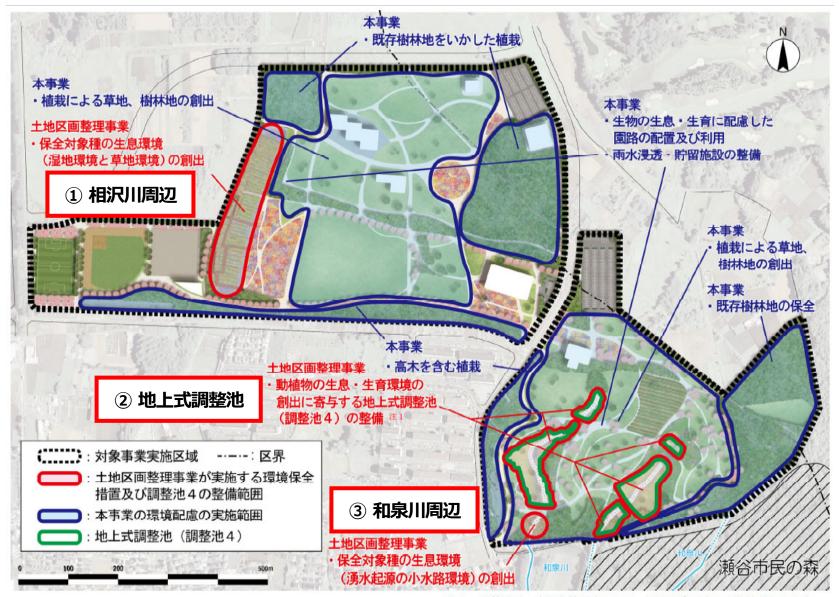
本公園では、整備方針である「上瀬谷の「緑」と「水」を基調とした公園」に基づき、既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出をしていきます。

今回の評価書には、環境保全措置について、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画の作成についての内容や、公園区域を樹林地や草地、谷戸などの環境ごとに分け、動植物の生息・生育環境の面積や質の変化の内容を追記する等の修正を加えており、事業の実施にあたっては、評価書の内容を踏まえるとともに、土地区画整理事業と公園整備事業と連携を図りながら事業を進めていきます。

4 今後の予定

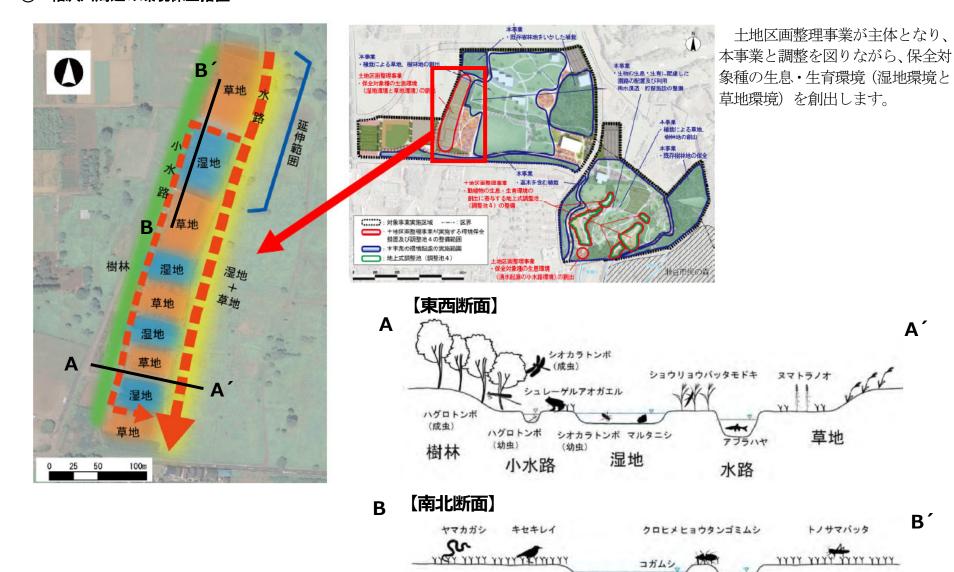
令和5年11月中旬 整備工事 着手

施設配置計画に係る環境配慮事項



注1:調整池は、容量を検討中のため、形状が変更する可能性があります。

① 相沢川周辺の環境保全措置



草地

ミズワラビ ミズニラ

湿地

A'

B'

草地

トノサマバッタ

草地

小水路

② 和泉川周辺の環境保全措置

土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら、ホトケドジョウの生息環境(湧水起源の小水路環境)の創出します。

評価書で凡例のとおり公園区域 を樹林地や草地、谷戸などの環 境ごとに分け図面を修正。

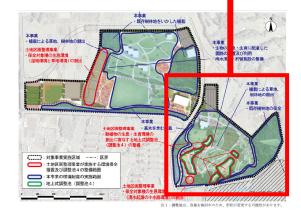
【湧水起源の小水路環境の創出 (断面イメージ)】





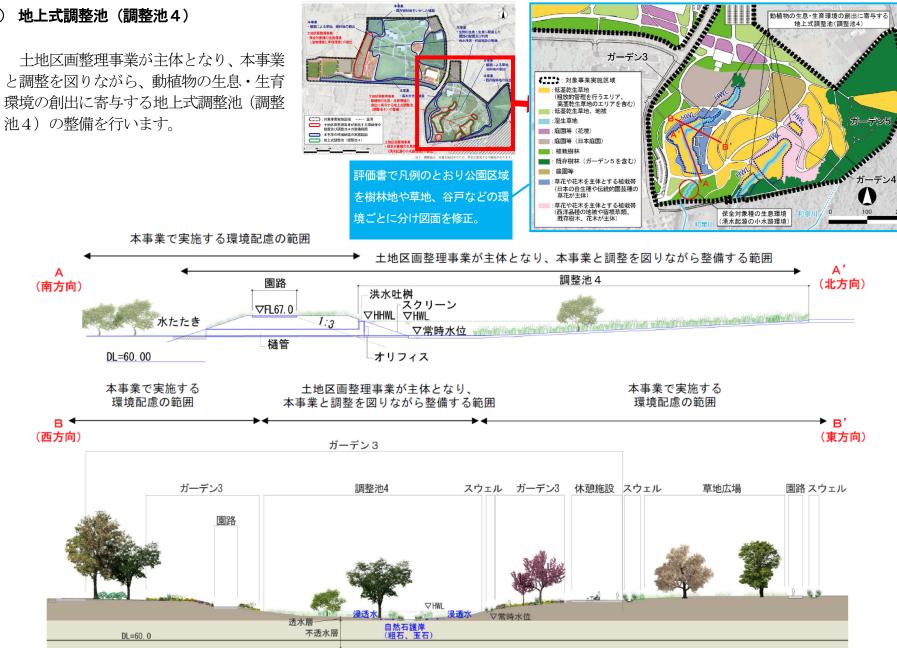
注1:HWL とは、計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示し

浸透水



③ 地上式調整池(調整池4)

土地区画整理事業が主体となり、本事業 と調整を図りながら、動植物の生息・生育 環境の創出に寄与する地上式調整池(調整



区連会 資料3-3

区連会 11 月定例会説明資料 令 和 5 年 11 月 16 日 建 築 局 都 市 計 画 課

線引きの見直しについて

本市では、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区域区分)**について、おおむね6~7年ごとに見直しを行っています。

このたび、全市的な見直しを行うにあたり、都市計画市素案 (案)を作成し、そのリーフレットの配布や説明会等を行いますので、事前にお知らせします。

なお、都市計画市素案(案)の内容につきましては、12月下旬に公表を予定しています。区民の皆様への周知方法や時期については、次のとおりです。

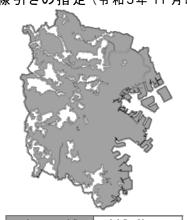
※【線引きとは】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、 都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域 の区分を定めています。

【市 街 化 区 域】すでに市街地を形成している区域、計画的に市街化を図るべき区域

【市街化調整区域】市街化を抑制すべき区域

■線引きの指定(令和5年11月時点)



市街化区域	市域の約77%
市街化調整区域	市域の約23%

1 周知方法及び時期(予定)

MAN 12 / 20 - 1 / 1 / 1 / 2 /				
媒体	掲載内容	公表時期 (予定)		
広報よこはま	・説明会の日時・会場など	令和6年1月号に掲載		
全市版	・縦覧、意見書の受付			
リーフレット	・見直しの内容(概要)	12月下旬から順次実施		
	(おおむねの位置、基準など)	①PRボックス等への配架		
	・説明会の日時・会場など	②各戸配布		
	・縦覧、意見書の受付	・線引き見直し対象地区内		
		③地権者郵送		
		④区内すべての連合町内会		
		長及び単位町内会長へ郵送**		
横浜市ホーム	①見直しの内容 (概要)	①12月下旬掲載		
ページ掲載	(おおむねの位置、基準など)			
(建築局都市	②見直しの詳細内容	②1月末掲載		
計画課 HP)	(位置、区域、用途地域等)			
説明会	上記①、②の内容	1月末から2月上旬		
		(詳細は裏面参照)		

※ 12 月下旬頃に建築局都市計画課から直接郵送

<参考> 詳細は12月下旬郵送のリーフレットをご確認ください。

2 説明会について

(1) 会場及び日時

日時	会場
1月末から2月上旬	関内ホール、他5箇所

※各日とも説明内容は同じです。

(2) 動画配信

令和6年1月末から2月末まで ※内容は説明会と同じです。 横浜市 第8回線引き見直し

検索Q

※掲載ページは1月末公開予定です

3 市素案(案)の縦覧(閲覧)及び意見書の提出について

(1) 縦覧(閲覧)期間 令和6年1月末から2月末まで(土日祝を除く)

(2) 縦覧(閲覧)場所

見直し候補地区の詳細(位置、区域、用途地域等の都市計画を含む)の図面を次の場所で確認することができます。

建築局都市計画課	市全域の市素案(案)を縦覧できます。
区役所区政推進課	各区の市素案(案)を閲覧できます。
(中区を除く)	

※都市計画課ホームページでも市素案(案)の概要をご覧になれます。

- (3) 意見書の提出先 建築局都市計画課
- (4) 意見書の提出方法郵送、持参又は電子申請
- (5) 意見書の提出期限 令和6年2月末

4 問合せ先

建築局都市計画課 鶴和、飯島、小池 TEL: 671-2658

区連会 資料3-4

「都市計画道路鴨居上飯田線」について

都市計画道路鴨居上飯田線について、相鉄線二俣川駅南口を中心に東西約2キロメートルの区間で、道路整備を進めています。現在の状況についてお知らせします。

1 事業概要

相鉄線二俣川駅南口エリアと<u>保土ケ谷バイパス南本宿 IC</u>を結ぶ当該区間について、道路を整備することで<u>道路ネットワークの強化</u>、駅周辺道路の利便性向上、交通流の円滑化および歩行者の安全確保を図ります。

令和5年3月28日に、さちが丘地区から二俣川駅付近までの約990mの区間が開通しました。引き続き、鴨居上飯田線と接続する保土ケ谷二俣川線も含め、整備を進めていきます。

○事業区間:旭区本宿町~さちが丘

○事業延長:約1,630m ○計画幅員:18m(2車線)

【位置図】



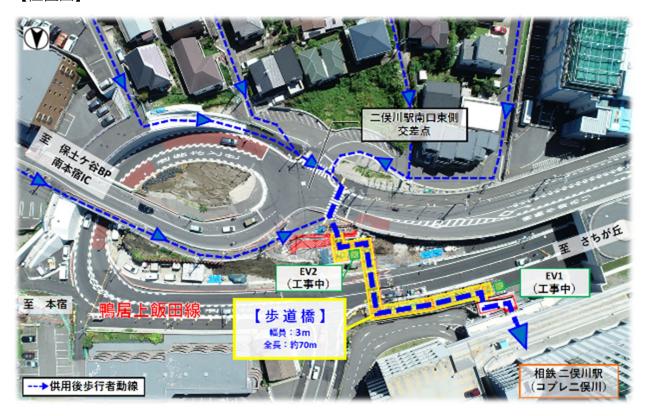




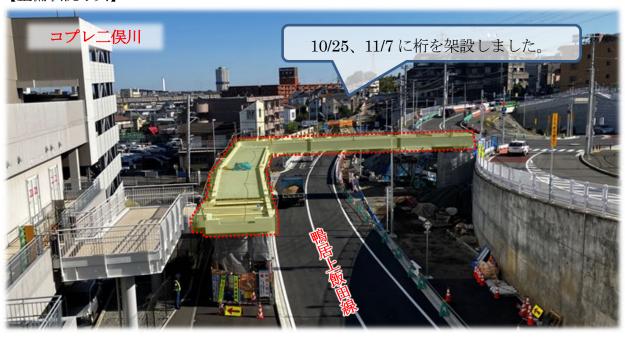
2 歩道橋の整備について

現在、鴨居上飯田線を横断し、相鉄二俣川駅と駅南側住宅地を結ぶ歩道橋の整備を進めており、令和5年12月19日13:00からの通行開始を予定しています。また、エレベーターの設置工事も進めており、令和6年度の利用開始を予定しています。

【位置図】



【整備状況写真】



【担当】道路局建設課 古屋・和田 電話:671-3526

区連会 資料 3-5

旭地振第 1210 号 令和5年11月8日

地区連合自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課資源化推進担当課長

旭区花いっぱい活動推進者表彰受賞候補団体の推薦について(依頼)

日頃から、「旭区花いっぱい事業」の推進及び「2027年国際園芸博覧会」の機運 醸成に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

区役所では、自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、年2回花苗の配布を行っています。

昨年度に引き続き、区役所が配布している花苗を活用して地域交流イベントを行うなど、工夫しながら活動されている団体を対象に、日頃の活動に感謝の意を表し、 今後も継続的な活動に取り組んでいただけるよう表彰を行います。

ついては、表彰基準(別紙1)に基づき、候補対象団体がある場合には御推薦くださるようお願い申し上げます。

1 表彰対象表彰基準(別紙1)のとおり

2 提出書類

- (1) 推薦書(別紙2)
- (2) 活動の状況がわかる写真データ (区の広報や活動紹介などに利用させていただく場合があります)
- ※ <u>推薦書の提出依頼は「自治だより」で各自治会町内会長へ送付します。(別紙</u>参照)
- ※ <u>要綱により推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会員(連合自治会町内会</u> <u>長)と定められています。そのため、連合未加入の自治会町内会から推薦の御</u> 相談がありましたら、御対応をお願いいたします。

3 提出期限

令和5年12月28日(木)

- ※ 各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は12月15日 (金)としております
- 4 提出先

旭区役所地域振興課資源化推進担当

担当 石澤·五十嵐

TEL 954-6096 FAX 955-3341

e-mail: as-chishin@city.yokohama.jp

5 表彰団体の決定

地域振興課資源化推進担当が現地確認等を行い、審査を行った上で区長が決定し、表彰状を贈呈します。

6 副賞

表彰団体は、**次年度配布する花苗の上限を増やす**ことができます。(予算の範囲内)

7 今後の予定

令和5年12月28日 表彰推薦提出締切

令和6年2月 表彰団体決定、団体に通知

3月 表彰式

旭区役所地域振興課資源化推進担当

石澤·五十嵐

TEL 954-6096

FAX 955-3341

e-mail: as-chishin@city.yokohama.jp

旭地振第 1210 号 令和5年11月8日

自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課 資源化推進担当課長

旭区花いっぱい活動推進者表彰受賞候補団体の推薦について(依頼)

日頃から、「旭区花いっぱい事業」の推進及び「2027年国際園芸博覧会」の機運 醸成に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

区役所では、自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、年2回花苗の配布を行っています。

昨年度に引き続き、区役所が配布している花苗を活用して地域交流イベントを行うなど、工夫しながら活動されている団体を対象に、日頃の活動に感謝の意を表し、 今後も継続的な活動に取り組んでいただけるよう表彰を行います。

ついては、表彰基準(別紙1)に基づき、候補対象団体がある場合には御推薦く ださるようお願い申し上げます。

1 表彰対象

表彰基準(別紙1)のとおり

- 2 提出書類
 - (1) 推薦書(別紙2)
 - (2) 活動の状況がわかる写真データ (区の広報や活動紹介などに利用させていただく場合があります)
- 3 提出期限

令和5年12月15日(金)

4 提出先

各連合自治会町内会長

※ <u>要綱により推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会員(連合自治会町内会長)と定められています。そのため、連合未加入の自治会町内会の皆様の推薦</u>にあたっては、近隣の連合自治会町内会長へ御相談ください。

5 表彰団体の決定

地域振興課資源化推進担当が現地確認等を行い、審査を行った上で区長が決定し、表彰状を贈呈します。

6 副賞

表彰団体は、**次年度配布する花苗の上限を増やす**ことができます。(予算の範囲内)

7 今後の予定

令和5年12月15日 表彰推薦提出締切

令和6年2月 表彰団体決定、団体に通知

3月 表彰式

旭区役所地域振興課資源化推進担当

石澤·五十嵐

TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

FAX 955-3341

e-mail: as-chishin@city.yokohama.jp

旭区花いっぱい活動推進者表彰要綱

制 定 平成 26 年 4 月 11 日 旭地振第 49 号(区長決裁) 最近改正 令和元年 9 月 17 日 旭地振第 1640 号(区長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭区花いっぱい活動推進者として地域のつながりづくりや地域課題の解決に功績のあった団体に対して、その功績をたたえるため表彰状の贈呈を行うとともに、花いっぱい活動及び緑化活動に尽力した個人に対して、日頃の活動に感謝の意を表するため感謝状の贈呈を行うに際し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰状贈呈の対象者及び対象活動)

- 第2条 表彰状贈呈の対象者は、旭区が行う花いっぱい事業(以下「花いっぱい事業」という。)による花苗配付を年1回以上受けている自治会町内会等の団体のうち、花苗配付を継続して5年以上受けている団体とする。
- 2 表彰状の対象活動は、花いっぱい事業により配付された花苗を活用し、地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動のうち、今後も継続する予定があるものとする。地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動とは、別に定める基準に該当するものとする。

(被表彰候補者の推薦)

第3条 旭区連合自治会町内会連絡協議会は、前条の条件を満たす団体を、被表彰 候補者として旭区長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 旭区長は、前条により推薦された被表彰候補者について、審査を行った上で被表彰者を決定するものとする。

(感謝状贈呈の対象者及び対象活動)

- 第5条 感謝状贈呈の対象者及び対象活動は、旭区内における花いっぱい活動及び 緑化活動に従事する者のうち、原則として活動期間が1年以上かつ、表彰を行う 年度の属する3月末日まで活動を継続する見込みのある者とする。
- 2 前項に規定する活動期間の算定は、活動開始時より、表彰を行う年度の属する 3月末日までとし、途中休止期間がある場合は、その期間を除外し通算する。

(表彰方法)

第6条 表彰は、旭区長からの表彰状又は感謝状の贈呈をもって、これを行う。また、あわせて記念品を贈呈することもできるものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は旭区長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

旭区花いっぱい活動推進者表彰基準

旭区花いっぱい活動推進者表彰要綱(以下「要綱」という。)による地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動とは、配付した花苗を不特定多数の者が通行又は利用する場所に植え付けている活動のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 不法投棄の多い場所に花苗を植えることで、不法投棄対策として成果を出している。
- 2 花苗の植付けを多世代で行うなど、地域イベントとして活用している。
- 3 花苗の植付けと共に地域清掃を行うなど、街の美化に貢献している。
- 4 その他区長が認めるもの。

推薦書

令和5年 月 日

旭	区	長	
			(推薦者)
			連合自治会町内会名
			連合自治会町内会長名

令和5年度 旭区花いっぱい活動推進団体表彰団体として、次のとおり推薦します。

ふりがな		
団 体 名		
代 表 者 氏 名		
代表者住所 又は所在地	電話()
花苗配布を 受け始めた 時期	年 月から	
植付け場所	(不特定多数の方が通行又は利用する場所に限ります)	

区分	1 不法投棄対策 2 花苗植付けを地域交流イベントとして実施 3 花苗植付けと共に地域清掃等美化活動を実施 4 その他
	推薦対象となっている活動について
活動への参加者	人 ※ 1回の活動に参加するおおよそ人数を御記入下さい。
活動期間 ・回数	月 年 月頃から 回程度 週
具体的な	

区連会 資料4-1

令 和 5 年 11月 16日

旭区連合自治会町内会長 各位 自治会町内会長 各位

旭 区 社 会 福 祉 協 議 会事務局長 半田博之旭区役所福祉保健課長 石津 雄一郎

令和5年度旭区地域福祉保健計画推進研修・ 旭区社協子ども支援研修について(御報告)

日頃より、第4期旭区地域福祉保健計画の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、令和5年10月27日(金)に「旭区地域福祉保健計画推進研修・旭区社協子ども支援研修」を実施いたしましたので、次のとおり御報告させていただきます。

1 概要

- (1) 実施日:令和5年10月27日(金)
- (2) 参加者数:137名

2 実施内容

詳細は別添報告書のとおり

【問合せ先】

旭区社会福祉協議会(担当:村瀬、宮地、山田、杉山)

電話: 392-1123 / FAX: 392-0222

旭区役所福祉保健課(担当:伊藤、泉谷、岡田、小林)

電話:954-6143 / FAX:953-7713

令和5年度 旭区地域福祉保健計画推進研修・旭区社協子ども支援研修会 実施報告

日 時:令和5年10月27日(金)14:00~16:00

会 場:旭公会堂 ホール

主 催:旭区社会福祉協議会、旭区役所

参加者数:137名

内 容:

1. 旭区における子育ての現況

説 明:旭区役所こども家庭支援課 課長 河合 太一

- ◎区全体としては少子高齢化が進展しているが、乳幼児から青少年期の子育て世帯も多く居住している。
- ◎孤立、困窮、障害を要因として不適切な養育につながる可能性がある。
- ◎地域には現代の子育て世帯を取り巻く環境を知り、見守ることが期待されている。

2. 講演(テーマ:地域が子どもを育てる)

講師:牧岡英夫氏(共育ひろば主宰)

- ◎子どもは様々な人と関わる中で関係性の「線」を増やし成長する。しかし今、安心して失敗できる、できないと言える環境が少なくなりその「線」を増やし、伸ばすことが難しくなっている。
- ◎子ども達は常に「ちゃんとしていること」「できること」を求められている。ちゃんとしていることを求められない、安心して愚痴を言うことができる関係性が必要である。
- ◎程よい距離間での関係性を積み重ねられるのが地域の良さ。

 子ども達を正したり支えるだけではなく、見守り気にかける緩やかな関係が大切である。
- ◎子どもだけではなく大人にとっても身近な地域の中での「線」を増やすことは、自身の健康にもつながると言われている。

3. 旭区内の子どもの居場所についての事例報告

1) 今宿小学校放課後自習室の取組について 今宿小学校 校長 島田 恒弘氏 今宿地区社会福祉協議会 会長代行 久保田 ゆみ子氏 今宿小学校放課後自習室 ボランティア 山路 一朗氏



- ◎学校がコロナ禍の休校期間中に在宅で過ごせない子ども達を緊急受入した際に、日頃から家庭の中に学習環境がない児童がいることに気がついた。地域の人と子ども達が交流しながら学習できる場をつくりたいと考えた。
- ◎自習室では「教える」ではなく「見守る」姿勢で関わっている。自由な雰囲気があり、 子ども達がお互いに教え合ったり、遊びの中で学びを得たりしている。

- ◎子ども達と街で会っても自然と挨拶をかわせるような関係性になった。また、地域の 大人も登下校時の見守りで気がついたことを話し合うようになった。
- ◎子どもたちにとって居心地の良い場を目指していきたい。地区社協としても子ども達 のためにボランティア探しや活動資金の助成を通して活動を応援していきたい。

2) 「カレーハウス笹野台の取組について」

笹野台地区社会福祉協議会 事務局長 津久井 優子氏 笹野台地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター 穂谷野 浩子氏

- ◎誰もが気軽に立ち寄れる居場所、「元気にしてた?」と挨拶を かわせる関係を広めたいとカレーハウスを始めた。
- ◎これまで交流のなかった住民との出会い、会う機会が減って いた人との再会や子ども達との「カレーつながり」ができたりと嬉しい変化があった。
- ◎活動を通して、新たな交流の場をつくり、地域への愛着を育み、緩やかな見守りを広げ、 地域活動の連携も生まれている。こうしたことの一つひとつが笹野台地区の財産として積み重なっている。
- ◎子どもも大人もほっとできる居場所であり続けたい。そして、子ども達が大きくなった時に、この地域のことを好きだと思ってくれたり、カレーハウスのような居場所を自分でも作りたいと思ってくれれば嬉しい。

4. 講師まとめ

子ども達が行きたくなる、居心地の良い、安心できる場が地域の中にあることが大切。 子どもとの信頼関係を築くには子どもから話をしたくなるまで待つ。何も言わずに見守 ることが大切である。

また、子育て・子ども支援は地域だからできることもあるが、距離間を大切にしないといけないこともある。

安心できる環境の中で子どもが様々な人と交流することで伸びる「線」は、その関係が しっかり育まれることにより太くなる。成長の過程で一度途切れてもその「線」はなくな ることはなく、大人になってからその線がまた太くなることもある。子どもと共に大人も 地域の中に「線」を増やし、伸ばしていくことが出来ると、その地域も育ち、豊かになる。

アンケート結果(抜粋)

- ○子ども達の成長に欠かせない「線」を伸ばしたり、太くする環境づくりに関わっていること を改めて感じることができました。
- ○カレーハウスは子ども達だけでなく、高齢者の方など誰でも参加できるところが良いと思いました。
- ○自習室のボランティアなど自分にできることを探したい。今日をきっかけに少しずつやっていきたいと思いました。
- ○保育園のお散歩のときに挨拶をしっかりするなど、地域の方に見守ってもらっていること を忘れずに過ごしていきたいです。
- ○(自分の)連合自治会でも、多世代が交流する場、居場所となる場づくりの検討をしている ので今日の発表を役立てたいと思いました。
- ○子ども時代の地域活動の経験が将来の地域づくりにもつながることがわかり、次世代を見据えた計画が大切なことがわかりました。



保育園応援隊 (ボランティア) 大募集!!

お気軽に ご連絡 ください!

~旭区内の市立保育所4園で保育所の応援隊を募集します~

○主な活動内容

<u>草木の手入れ</u>、簡易修繕、裁縫、楽器演奏、折り紙、あやとり、 お手玉などのお手伝い(ボランティア活動)

○活動時間

ご自身のご都合の良い時間を保育所にお伝えください

<u>○参加方法</u>

| | 各保育所にご連絡ください(受付時間 9:00~16:00

園名	所在地	電話番号
左近山保育園	左近山1997	351-1907
ひかりが丘保育園	上白根町795	953-2081
今宿保育園	今宿南町2000-4	953-2306
柏保育園	柏町59-1	361-8887

担当:旭区こども家庭支援課こども家庭係 電話 954-6122

区連会 資料 4-3

令和6年旭区新年賀詞交換会の御案内

向寒の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

皆様におかれましては御多忙の日々をお過ごしのことと存じます。

さて、令和6年新年賀詞交換会を別紙のとおり開催いたしますので、 謹んで御案内いたします。

賀詞交換会は区民の皆様のつながりを創出するために継承されてきた 貴重な機会です。

新しい年の門出に際しまして、皆様からの御参加を賜りたく存じます。

令和5年11月吉日

各 位

旭区新年賀詞交換会実行委員会 委員長 林 重克 旭区長 権藤由紀子

令和6年旭区新年賀詞交換会

1 日 時

令和6年1月5日(金)11時30分から13時30分まで(受付・開場10時45分)

2 場 所

モンテファーレ(保土ケ谷区天王町 2-45-55) 相鉄線 天王町駅東口改札 南方面 徒歩1分

※ お車での御来場は御遠慮願います。

3 参加会費

お一人様につき 5,000円

4 参加人数について

会場の都合上、**自治会町内会は連合自治会町内会単位で3名まで、団体及び企業は2名まで** の御参加とさせていただきます。

5 申込方法

別添の「参加申込書」及び会費を窓口(旭区役所総務課[2階24番])にお持ちください。

なお、郵送・メール・FAXでもお申し込みいただけます。その場合は、会費を下記口座にお振り込みの上、事務局まで申込書をお送りください。 なお、振込手数料は、御負担いただきますようお願い申し上げます。

金融機関	横浜銀行 鶴ケ峯支店
預金種別	普通預金
口座番号	1696389
名義人	旭区新年賀詞交換会実行委員会事務局 旭区総務課長 今市 明子

6 受付期間

令和5年11月20日(月)~12月28日(木) [締切日必着]

(事務局窓口での受付時間:平日 8時45分から17時00分まで)

7 参加証の発行について

受付後、参加証を発行いたします。参加証は、新年賀詞交換会当日御入場の際に受付で必要となりますので、お持ちください。

※郵送、メール又はFAXでお申込みの場合、参加証は郵送いたします。なお、お申込みが締切日間近となり、参加証の発送が間に合わない場合がございます。その場合は、お手数ですが、当日の受付で、その旨お申し出ください。

モンテファーレ案内図



旭区新年賀詞交換会実行委員会事務局 〒241-0022

横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 (旭区役所総務課内)

電 話 045-954-6005

FAX 045-951-3401

メール as-shomu@city.yokohama.jp

令和6年 旭区新年賀詞交換会 参加申込書

デーバ	住所	(〒	_)		
連絡先	氏名				電話	※日中に連絡が可能な電話番号をご記入ください — — —

(ふりがな) ご 芳 名	団体名・団体での役職名	受付No.

- ・受付期間 12月28日 (木) までの平日 8時45分から17時00分
- ・申込人数については、**自治会町内会は連合自治会町内会単位で3名まで、 団体及び企業は2名まで**でお願いいたします。
- ・ご記入の個人情報は、開催に関する連絡以外の目的には使用いたしません。
- ・お車でのご来場は、ご遠慮ください。
- ・その他、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

		受付
ニ記のとおり申込みます。 3和 年 月 日	旭区新年賀詞交換会実行委員会事務局あて	
71H T 71 H	心色例于衷时人决么关门女良去事物用的人	

区連会 資料 4-4

各種受賞者一覧表

(令和5年10月受賞者)

各種表彰制度に基づく受賞者の方々の顕著な活動等を広く地域にお知らせするため、各種受賞者一覧表を作成しましたので御覧ください。

令和5年11月 旭区役所 総務課

各種受賞者一覧表 (令和5年10月受賞者)

県 関 係

表彰名	表 彰 者 名	," " " 者 [*] 名	連合自治会町内会※
第70回 神奈川県社会福祉大会 神奈川県知事表彰	神奈川県知事	^{素*ウ}	鶴ケ峰地区町内会連合会
第70回 神奈川県社会福祉大会 県共募会長感謝	神奈川県共同募金会 会長	カワイ チク シャカイ フクシ キョウギカイ 川井地区社会福祉協議会	川井地区町内会自治会 連合会
第70回 神奈川県社会福祉大会 県共募会長感謝	神奈川県共同募金会 会長	カライ・チク ミンセイ・イイン ジドウ・イイン 川井地区民生委員児童委員 キョウギカイ 協議会	川井地区町内会自治会 連合会
第70回 神奈川県社会福祉大会 県共募会長感謝	神奈川県共同募金会 会長	プカバダイ チク シャカイ フクシ キョウギカイ 若葉台地区社会福祉協議会	若葉台連合自治会
第70回 神奈川県社会福祉大会 県共募会長感謝	神奈川県共同募金会 会長	ワカバダイ チカー ミンセイ・イン ジドウ イイ 若葉台地区民生委員児童委 美のギカイ 員協議会	若葉台連合自治会
第70回 神奈川県社会福祉大会 県共募会長感謝	神奈川県共同募金会 会長	ササノダイ チク シャカイ フクシ キョウギカイ 色野台地区社会福祉協議会	笹野台地区連合自治会
第70回 神奈川県社会福祉大会 県共募会長感謝	神奈川県共同募金会 会長	##/ ダイ	笹野台地区連合自治会

横浜市関係

表彰名	表彰者名	受賞者名	連合自治会町内会※
横浜市交通安全功労者表彰	横浜市長	内田 守幸	二俣川地区連合
横浜市交通安全功労者表彰	横浜市長	平尾、義夫	さちが丘地区連合

※連合自治会町内会へ未参加または不明の場合は、「(単会名)」または「(住所(町名まで))」

区連会 資料4-5

令和5年11月16日

各地区連合自治会町内会長

旭区区政推進課長

「令和 5 年度 旭区SDGs月間」に関するアンケート調査へのご協力について(依頼)

日頃より、旭区政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

この度は、「令和5年度 旭区SDGs月間」 にエントリーしていただき、ありがと うございました。皆様の多様な活動が、様々な点でSDGsの目標達成につながって いることをPRすることが出来ました。これを機に、ぜひ多くの方にSDGsを身近 に感じて頂ければ幸いです。

ご多忙のところ恐縮ですが、「旭区SDGs月間」の今後の参考とするため、アンケ ート調査にご協力をお願いいたします。

1 アンケート回答期間

令和5年12月22日(金)まで

- 2 回答先(次のどちらかでご回答ください)
 - ≪電子申請システムの場合≫

右のQRコードよりご回答ください⇒



≪アンケート用紙の場合≫

添付の調査票にご記入の上、郵送又はFAXでご回答ください

①郵 送 … 〒241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 旭区役所 区政推進課「旭区SDGs月間」担当

2 F A X \cdots 0 4 5 - 9 5 1 - 3 4 0 1

旭区役所区政推進課企画調整係 松永、小山田 電話 045-954-6026 FAX 045-951-3401



令和5年度「旭区SDGs月間」事業 アンケート調査票

・団体名(任意):
・お名前(任意):
1 「SDGs」についてどの程度知っていました(います)か。(1)「旭区SDGs月間」のエントリー前(どれか1つに✔)
□ 詳しく知っている(人に説明できる)□ 説明できる程ではないが、なんとなく意味が分かる□ 聞いたことはあるが、意味は全く分からない□ 聞いたことがない
(2) 現在 (どれか1つに✔)□ 詳しく知っている (人に説明できる)□ 説明できる程ではないが、なんとなく意味が分かる□ 聞いたことはあるが、意味は全く分からない□ 聞いたことがない
2 「旭区SDGs月間」にエントリーして、団体の中でSDGsへの意識に変化はあ りましたか。(どちらかに✔)
□ ある →3 ^□ ない →4 ^
3 (2の回答が「ある」の場合) どのような変化がありましたか。(該当するものに✔ (いくつでも))
□ 団体の活動の中で、今までよりSDGsを意識するようになった。□ 団体の活動を通じてSDGsをもっと知りたいと思った。□ 団体の活動を通じてSDGsをもっと広めたいと思った。□ その他

4 「旭区SDGS月間」にエントリーしたことで、行事の出席者・参加者からの反応 はありましたか。(どちらかに✔)
□ ある → どのような反応でしたか。
□ ない
5 令和6年度の「旭区SDGs月間」にも、またエントリーしたいと思いますか。 (どちらかに✔)
□ 思う □ 思わない
(上記の理由をお聞かせください。)
6 今後の「旭区SDGs月間」について、ご意見・ご感想がありましたらお聞かせく ださい。
ご協力ありがとうございます。令和6年度の「旭区SDGs月間」も、ぜひエントリーお待ちしております。(令和6年4月ごろ募集開始予定)

郵 送 先:〒241-0022 旭区鶴ケ峰1-4-12

旭区役所 区政推進課「旭区SDGs月間」担当 宛

F A X:045-951-3401

回答期間:令和5年12月22日(金)まで

区連会 資料4-6

自治会町内会長 各位

旭区青少年指導員連絡協議会事務局長 (旭区地域振興課長)

自治会町内会での「あさひ青指だより」チラシの掲示について(依頼)

日頃より旭区の青少年健全育成活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さてこの度、当協議会では広報誌「あさひ青指だより第92号」を発行いたしました。ご 高覧いただければ幸いです。

あわせて、第92号の内容を紹介するチラシを作成しましたので、青少年指導員の活動について広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会でのチラシの掲示についてご協力を賜りたく存じます。

自治会町内会長の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮ですが、どうぞよろしく お願いいたします。

【資料】

1 あさひ青指だより第92号<u>本 体(A3)</u>:ご高覧用

2 あさひ青指だより第92号チラシ(A4): 掲示用

担当:旭区地域振興課生涯学習支援係

真栄田、中村 (深)

TEL 045-954-6099

6月24日(土)、梅雨の時期にもかかわらず、好天 に恵まれ旭区こども写生大会をズーラシアで開催する ことができました。今年は108名の子どもたちが集 まり、このイベントを楽しみに、受付開始前から来て いた子や去年も参加してくれた子もいました。

受付をすませ、画材や画版を受け取ると、子どもた ちはうれしそうに動物たちのほうに向かっていきまし た。園内は広く、ゾウやライオン、キリンやシロクマ などのほかに、オカピなど珍しい動物もたくさんい て、どの動物を描こうかと迷ってしまいます。動物の 近くでじっくり観察しながら描いたり、ベンチやテー ブルの上で友達や家族とわいわい言いながら描いたり と、みんな、思い思いの方法で大会を楽しんでいまし





ゴールポイントでは出来上がった絵をスキャンしま す。誇らしげに渡してくれる子や恥ずかしそうにして いる子などさまざまでしたが、大作力作が揃いまし た。ペンギン・レッサーパンダなどのかわいい動物の ほかに、ズーラシアの代名詞、オカピも人気でした。

参加賞を受け取り、みん な笑顔で大会を終えるこ とができました。

スキャンした絵は区役 所に展示されたほか、区 役所ホームページにも掲 載されています。子ども たちの作品をぜひご覧く ださい。



これからのまな 行事

◆ 旭ふれあい区民まつり 10月15日 目

11月 4日 🖽 ▲旭区親子 こども自然公園 11月25日 🖽 青少年野外活動センター

◆ 旭区学校音楽祭 旭公会堂 12月16日 🖽

◆ 旭区大なわとび大会 旭スポーツセンター 2月 3日 🖽

令和5年度が始まりました。長かったコロナ禍での日々がようやく収束を迎え つつあります。

青少年指導員も各部、自粛していたイベント等再開の予定が進み区民の皆様と 活動できることを楽しみにしています。ぜひ参加してみてください。

これからも地域活動やたくさんの子どもたちとの交流をご報告していきたいと 思います。

本年度もよろしくお願いします。





旭区青少年指導員連絡協議会

広報部会

事務局

旭区役所地域振興課 TEL:045-954-6099

旭区マスコットキャラクター あさひくん

◆ 救急法実技講習会 ◆

6月4日(日)、救急法実技講習会が旭区役所地下 3号会議室にて開催されました。

当日は各地区より、新任及び再任を含めて27名の 青少年指導員が参加しました。

講習会の前半では、モニターで映像を観ながら、救 命の連鎖「心停止の予防」「早期認識と通報」「一次救

命処置(心肺蘇生 とAED)」「二次 救命処置」の大切 さを学びました。

後半は旭消防署 員の指導により、 人形 (レサシアン)



と訓練用AEDを 使い、心肺蘇生法 とAED取扱いの 実技を行いまし

な講習会となりました。

最初は皆さん、人形への声掛けや周囲の人に助けを 求める際に、恥ずかしさや戸惑いがありましたが、交 替しながら実施していくうちに、「絶対助けるんだ」 という思いを込め、熱心に実技を体験し、大変有意義

この講習会で体験したことは、各地区や家庭に戻っ た後も、周りの方々に「救命の連鎖」の重要さを繰り 返し伝えることが大切だと思いました。

6月4日(日) 区青少年指導員研修会〉が行われました。◆

永年勤続者顕彰式

旭区の青少年指導員として5年の永年勤続者に、 感謝状の授与式が執り行われました。

青少年の育成に努めてこられた21名の永年勤続者に、旭区青少年指導員連絡 協議会の濱本会長、権藤旭区長より感謝状が授与されました。

そのあと濱本会長・権藤旭区長よりそれぞれ挨拶がありました。「自分が困っ ているときには人を信じて打ち明けられる、周囲の人を支え、時には支えられる、 そのようなつながりを育んでいけることを、区としても全力で取り組んでいきた い。これからも青少年指導員に力になってもらいたい。」という熱いメッセージ が区長からありました。



講演会「LGBTQ+への理解をひろげよう」

特定非営利活動法人SHIP 星野慎二氏をお招きして、講演いただきました。 星野氏は人とのつながりから、自分らしく生きられる社会づくりを理念とされ、 ネットワークづくりやコミュニティ支援、健康支援など、20年以上にわたり、様々 な活動をされています。

近年、メディアやインターネットでLGBTQ+に関する話題が増え、国会で も法案が成立するなど、関心が高まってきて、一般社会の理解も求められています。 その一方で正しい情報を得る場所が少ないために、子どもたちがインターネット でいろいろなトラブルに巻き込まれている現状もあるそうです。

講演では、LGBTQ+って何?というところから、どのくらいの割合でいるの か。その方々の苦悩など、現状をお話しいただきました。

人には、それぞれもってうまれた能力やその人らしさがあります。一番大切な ことは、性別・ジェンダー・セクシュアリティに関係なく、過ごしやすい環境づくり、その人らしさや能力を発揮でき る環境づくりが大切なんだと教えられた有意義な時間でした。









トリックアート教室



上白根地区では、5月28日(日)にひかりが丘地域ケアプラザ内に おいて初のトリックアート工作の教室を開催いたしました。

当日は、ケアプラザのスタッフと青指が協力して作業を進めることにしました。 厚紙にトリックアートの用紙を貼り付け、のりしろを避けて切り抜き、箱型 に組み立てます。次にのぞき窓と明かり取り窓を開けて、最後に箱の外側に自 分好みの色々なデコレーションシールを貼り付け、また色塗りなどをして出来 上がりとなりました。のぞき窓から見ると高層ビルが下の道路から立ち上がり、 ビルとビルの立体感に子どもたちはビックリしていました。

今後もトリックアート教室を続ける様にと考えて います。







第41回 希望が丘地区環境美化活動 5月21日(日)

希望が丘地区では地域・学校・各種団体の交流を目的と して、毎年2回環境美化活動を実施しております。

今年度最初の事業として12地区の自治会や各種団体、希 望ケ丘小学校・南希望が丘中学校のボランティアと一緒に 区内 11ヶ所の公園と隣接する道路のゴミ拾いを行いまし

希望が丘地区の住民は普段からゴミの集積・分別の意識 が高く、ゴミのポイ捨てや不法投棄は殆どありませんが、 美化活動を通して地域の子どもたちとのふれあいの場とし て取り組んでおります。

当日は天候にも恵まれ大勢の参加を得て1時間足らずで 各公園がきれいになりました。参加した高齢者の方々は 「孫と話をしているようで、とても楽しい」と言い、満面 の笑みで子どもたちと接していました。

今後も環境美化活動を通して、地域の人たちと子どもた ちがもっと触れ合える環境づくりに青少年指導員として精 進して行く所存です。





まもなく 100 回!あさひ漢字塾

万騎が原地区では、漢字を楽しく学習する漢 字塾を2つ開催しています。どなたでも参加で きる内容で、参加費は300円/回です。

「あさひ漢字塾」は、万騎が原小学校の教室 を会場として、毎月第2日曜日に開催していま す。今年の10月で第100回を迎えます。昨年 度は、「名曲の歌詞」と「今日の部首」の二本 立てを基本としたテーマでした。コロナ禍によ り小学生クラスは休止し、一般クラスは Zoom を併用して開催しました。今年度は、「横浜18 区」をテーマに各区の名所や名店などと一緒に 漢字を学ぶシリーズを開始しました。今年度は 夏ごろから小学生クラスを再開予定です。



2021年4月からは、万騎が原地域ケアプラ ザを会場として、毎月第4土曜日に「みんなの 漢字塾」を始めました。こちらは、年間を通じ たテーマを設定せず、漢字教育サポーターの仲 間が交代で講師を務めています。篆書の消しゴ ムはんこ作り、動物の名前クイズ、野菜の名前 クイズ、戦後の漢字政策など、楽しみながら漢 字について広く深く学べる内容です。

2つの漢字塾は、漢字教育士の資格を持った 講師5名(有賀、大西、北島、四方、日置)が 企画運営しており、日本漢字能力検定協会の「漢 字まなび活動助成制度」の助成対象に認定され ています。





を投げて、 スキットル(ピン) を倒そう!

モルック (投げる棒)







を開催しました。 南本宿公園 9:30 スタート、総 勢48名の参加となりました。

台風の接近と梅雨前線で、ずっと

週末が雨に降られていたスキをつい て6月18日(日)にモルック練習会

地区連合のお母さんたちの協力で、 お茶やジュースを飲みながら、4年 ぶりの熱い太陽の下(29℃)でも無事 故で楽しい開催となりました。

コロナ禍で外で遊べなかった分、 大きな笑い声がはじけていい活動に なりました。

で青指だより

第 92 号

を発行しました

青少年指導員が取材や記事の作成を行い、広報部会で編集した広報 紙です。令和5年度上半期のイベントの様子や地区活動について青少 年指導員の目線で紹介しています。

トピック

旭区マスコットキャラクター あさひくん

◆ 救急法実技講習会 ◆

6月4日(日)、旭区役所地下3号会議 室にて開催しました。





◆旭区青少年指導員研修会◆

旭区の青少年指導員として5年の永年 勤続者に感謝状が授与されました。 また、「LGBTQ+への理解をひろげよ う」をテーマに講演会が行われました。





こども写生大会



6月24日(土)、ズーラシアにて開催しました。 108名の子どもが集まり、思い思いに大会を 楽しんでいました。







各地区の活動を紹介しています。

上白根地区



トリックアート 教室

希望が丘地区



第41回希望が丘 地区環境美化活動

万騎が原地区



まもなく100回! あさひ漢字塾

旭南部地区



モルック練習会 活動報告

全文は二次元バーコードからご覧 いただけます。



発 行 旭区青少年指導員連絡協議会

編集広報部会

旭区役所地域振興課 TEL:045-954-6099

また、区役所で配布しています。





悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質 性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

> 間 期

令和5年12月1日(金)~12月31日(日)の1か月間



スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも

重 点



- 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発 1
- 飲酒運転を助長する環境の根絶 2
- ハンドルキーパー運動の推奨

◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇ ◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態様	懲 役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	1 3点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	_

態	様	懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下	100万円以下
単画の提供	酒気帯び	3年以下	50万円以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下	50万円以下
/自我の徒供	酒気帯び	2年以下	30万円以下
同 乗 者	酒酔い	3年以下	50万円以下
四 米 旬	酒気帯び	2年以下	30万円以下

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全事故件数	9,756	8,398	7,398	7,883	7,492
死 者 数	57	50	48	36	21
死 亡 率	0.6	0.6	0.6	0.5	0.3
うち飲酒運転による事故件数 ※	68	36	38	39	40
死 者 数	2	0	0	1	1
死 亡 率	2.9	0.0	0.0	2.6	2.5

※飲酒運転者が第一当事者となった事故件数

横浜市交通安全対策協 議

各機関・団体の主な取組

共 通 事 項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- 2 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。
- 3 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運 転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

- キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人 (ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教 育 関 係

- 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

• 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地 域

- 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課 電話045(671)2323

令和5年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多 発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける 活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

令和5年12月11日(月)~12月20日(水)の10日間



スローガン

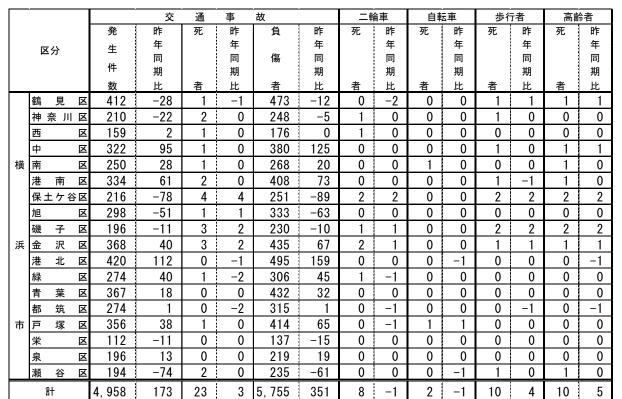
知らせ合う 早めのライトと 反射材 無事故で年末 笑顔で新年

重点



- 2. 二輪車の交通事故防止
- 3. 飲酒運転の根絶





横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共 通 事 項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主 的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、交通安全ひとこえ 運動を推進します。
- 3 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
 - ※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人 (ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地 域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全·自転車政策課電話045(671)2323

区連会 資料4-9

旭区連合自治会町内会連絡協議会規約(案)

(名称及び事務所)

第1条 この会は、旭区連合自治会町内会連絡協議会(以下「区連会」という。) と称し、事務所を旭区役所地域振興課に置く。

(目的)

第2条 この会は、区内の各地区連合自治会町内会相互の連携を緊密にすると ともに、旭区の発展をはかることを目的とする。

(構成)

第3条 この会は、区内の各地区連合自治会町内会長をもって組織する。

(役員)

第4条 この会に次の役員を置く。

会長1名副会長2名監事2名

- 2 会長及び副会長の選考方法は内規による。
- 3 監事は、会長及び副会長を除く各地区連合自治会町内会長のなかから、推 薦委員会において選出し、区連会において決定する。

(職務)

第5条 会長は、区連会を代表し、会務を掌理する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。 監事は、会計を監査する。

(任期)

- 第6条 会長及び副会長の任期は2年とし、改選期の5月に改選する。ただし 再任は通算して5期10年までを原則とする。
- 2 監事の任期は1年とする。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第7条 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長経験者のなかから、会の承認を得て会長が指名する。

(会議)

第8条 この会の会議は、毎月定例日に開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に会議を開催することができる。

(会議の招集)

第9条 この会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

(事業)

- 第10条 この会は、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 各地区連合自治会町内会の連絡調整及び各種団体との連絡に関すること。
 - (2) 各地区連合自治会町内会から提出される広報連絡事項及び関係行政機関及び各種団体からの広報伝達協力に関すること。
 - (3) その他この会の目的達成に必要な事項。

(協議事項)

- 第11条 この会は、次の事項について協議する。
 - (1) 各地区連合自治会町内会、各種団体及び行政機関から提出される広報等連絡事項に関すること。
 - (2) 区連会の予算及び決算に関すること。
 - (3) 新設の地区連合自治会町内会の区連会加入に関すること。
 - (4) 既存の地区連合自治会町内会の区連会脱退に関すること。
 - (5) その他、この会の目的達成に必要な事項。

(会計)

第12条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第14条 この規約を改正するときは、構成員の3分の2以上の議決を要する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和44年10月1日から施行する。

(改正)

- 1 第6条改正 昭和46年10月18日
- 2 第6条改正 昭和50年6月18日
- 3 この規約は、平成9年4月18日から施行する。

(一部改正)

平成 20 年 4 月 18 日

平成24年2月17日改正 平成24年4月1日施行

平成 26 年 5 月 19 日改正

平成 28 年 3 月 18 日改正

令和 年 月 日改正

旭区連合自治会町内会名簿記載順

地区名
鶴ヶ峰地区町内会連合会
白根地区町内会自治会連合会
旭北地区連合自治会
上白根連合自治会
今宿地区町内会自治会連合会
川井地区町内会自治会連合会
若葉台連合自治会
笹野台地区連合自治会
希望が丘連合自治会
希望が丘東地区連合自治会
希望が丘南地区連合自治会
さちが丘地区連合自治会
万騎が原連合自治会
二俣川地区連合自治会
二俣川ニュータウン連合町内会
旭中央地区連合町内会
旭南部地区連合自治会
左近山連合自治会
市沢地区連合町内会

旭区連合自治会町内会連絡協議会規約 新旧対照表

旭区連合目治会町内会連絡協議会規約 新旧対照表				
現行	改正後			
(名称及び事務所)	(名称及び事務所)			
第1条 この会は、旭区連合自治会町内会連絡協議会(以下「協議会」という。)	第1条 この会は、旭区連合自治会町内会連絡協議会(以下「 <u>区連会</u> 」という。)			
と称し、事務所を旭区役所地域振興課に置く。	と称し、事務所を旭区役所地域振興課に置く。			
(目的)				
	第2条 この会は、区内の各地区連合自治会町内会相互の連携を緊密にすると			
旭区の発展をはかることを目的とする。	ともに、旭区の発展をはかることを目的とする。			
(構成)	(構成)			
第3条 この会は、区内各連合自治会町内会長をもって組織する。	第3条 この会は、区内の各地区連合自治会町内会長をもって組織する。			
(役員)	(役員)			
第4条 この会に次の役員を置く。	第4条 この会に次の役員を置く。			
会 長 1名	会 長 1名			
副会長 2名	副会長 2名			
監事 2名	監事 2名			
2 会長及び副会長の選考方法は内規による。	2 会長及び副会長の選考方法は内規による。			
3 監事は、会長及び副会長を除く各地区連合町内会長のなかから、推薦委員				
会において選出し、協議会において決定する。	薦委員会において選出し、 <u>区連会</u> において決定する。			
(11 ^t th √5r)	/ mth \texts			
(職務)	(職務)			
第5条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。	第5条 会長は、 <u>区連会</u> を代表し、会務を掌理する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。			
副云茂は、云茂を補佐し、云茂に事成めるとさは云茂の職務を八连する。 監事は、会計を監査する。	開云文は、云文を相性し、云文に争成めるとさは云文の職務を11年9る。 監事は、会計を監査する。			
血ずは、云川で監査りる。	血ずは、 云可 で 血 且 y る。			
【省略】	【省略】			

(会議の招集)

第9条 この会の会議は、会長これを招集し議長となる。

(事業)

- 第10条 この会は、次の事業を行う。
- (1) 区内の各連合自治会町内会の連絡調整並びに区内の他の団体との連絡 に関すること。
- (2) 各連合自治会町内会長から提出される広報連絡事項及び行政機関よりの広報伝達協力に関すること。
- (3) その他この会の目的達成に必要なる事項。

(追加)

(会計)

第11条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第13条 この規約を改正するときは、構成員の3分の2の議決を要する。

(会議の招集)

第9条 この会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

(事業)

- 第10条 この会は、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1)各地区連合自治会町内会の連絡調整及び各種団体との連絡に関すること。
- (2)各<u>地区</u>連合自治会町内会から提出される広報連絡事項及び関係行政機関 及び各種団体からの広報伝達協力に関すること。
- (3) その他この会の目的達成に必要な事項。

(協議事項)

- 第11条 この会は、次の事項について協議する。
- (1)各地区連合自治会町内会、各種団体及び行政機関から提出される広報等 連絡事項に関すること。
- (2) 区連会の予算及び決算に関すること。
- (3)新設の地区連合自治会町内会の区連会加入に関すること。
- (4) 既存の地区連合自治会町内会の区連会脱退に関すること。
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項。

(会計)

第12条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第14条 この規約を改正するときは、構成員の3分の2<u>以上</u>の議決を要する。

付 則

付 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和44年10月1日から施行する。

(改正)

- 1 第6条改正 昭和46年10月18日
- 2 第6条改正 昭和50年6月18日
- 3 この規約は、平成9年4月18日から施行する。

(一部改正)

平成 20 年 4 月 18 日

平成24年2月17日改正 平成24年4月1日施行

平成 26 年 5 月 19 日改正

平成 28 年 3 月 18 日改正

(施行期日)

1 この規約は、昭和44年10月1日から施行する。

(改正)

- 1 第6条改正 昭和46年10月18日
- 2 第6条改正 昭和50年6月18日
- 3 この規約は、平成9年4月18日から施行する。

(一部改正)

平成 20 年 4 月 18 日

平成24年2月17日改正 平成24年4月1日施行

平成 26 年 5 月 19 日改正

平成 28 年 3 月 18 日改正

令和 年 月 日改正